







前承

大分										福岡					佐賀										
地豆	王中	梓竹	佐大	豆田	中津	地行	小柳	久飯	福小	久留	地伊	唐唐	武雄	原江	平戸	島原	長崎	嚴原	福江	平戸	地行	今西	宇和	大洲	松山
田津	津津	築田	伯分	支支	支支	事倉	河米	塚米	倉支	米支	萬里	津雄	雄	原江	平戸	島原	長崎	嚴原	福江	平戸	地行	今西	宇和	大洲	松山
方區	區區	區區	區區	區區	部部	部部	區區	區區	區區	部部	方區	區區	區區	區區	區區	區區	區區	部部	部部	部部	方區	區區	區區	區區	區區
10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	

長崎										松山					廳名	
佐地	嚴福	平島	大長	嚴福	福江	平戸	地行	今西	宇和	大洲	松山	刑科	刑言			
賀原	江平	島原	長崎	嚴原	福江	平戸	地行	今西	宇和	大洲	松山	計	計			
區區	區區	區區	區區	區區	區區	區區	區區	區區	區區	區區	區區	計	計			
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10			
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100			
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000			

名



以上官城指管内ノ合計																	
五所川原區	八戸支部	青森支部	弘前支部	地方法	大館區	湯澤區	横手區	大曲區	能代區	本庄區	秋田支部	大館支部	地方法	水澤區	磐井區	宮古區	福岡區
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

盛岡 山形																	
遠野區	花卷區	盛岡支部	磐井支部	地方法	鶴岡區	酒田區	長井區	米澤區	新庄區	山形支部	鶴岡支部	米澤支部	地方法	若松區	平河區	白河區	中村區
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

被告人員 罪 名 計















前承

佐賀										長崎					以上廣島新院管内ノ合計	松山						
久留米支部	地留米支部	伊萬里區	唐津區	武雄區	佐賀區	地原區	嚴原區	福江區	平戸區	島原區	太村區	長崎區	嚴原區	福江區	平戸區	地原區	今治區	西條區	宇和島區	大洲區	松山區	
分	四	三	六	九	七	二	四	三	三	三	九	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
1004	2	9	9	12	11	11	11	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12

1411

松江															廳名
西條支部	宇和島支部	地原區	西條區	益田區	大森區	濱田區	今市區	木次區	松江區	西郷區	濱田區	地原區	萩區	岩國區	赤間關區
分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

一六二





北海道集治監 總計	以上函館控訴院管内 合計	根室		札幌				函館				八戸	地										
		網走	釧路	厚岸	根室	地	室	旭	稚	岩	小			増	浦	札	地	壽	江	福	函	館	
107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107

一六九

前承													廳名									
青森				秋田				以上官廳控訴院管内 合計														
五所川原	弘前	野邊地	青森	八戸	弘前	地	大館	湯澤	横手	大館	能代	本庄	秋田	大館	大館	大館	大館	大館	大館	大館	大館	
107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107

一六八



表九十二第款一第部二第  
輕減量酌及首自恕宥ルス對ニ名罪

罪名	宥恕減輕		自首減輕		酌量減輕	
	禁錮	罰金	禁錮	罰金	禁錮	罰金
官吏ニ抗拒ス	一	一	一	一	一	一
官吏ヲ侮辱ス	一	一	一	一	一	一
已決ノ囚徒逃走ス	一	一	一	一	一	一
未決ノ囚徒逃走ス	一	一	一	一	一	一
犯罪人トシテ知テ藏匿シ及隠避ス	一	一	一	一	一	一
他人ノ罪ヲ免カレシメテ隠蔽ス	一	一	一	一	一	一
其罪證ト爲ル可キ物件ヲ隠蔽ス	一	一	一	一	一	一
監視ニ附セラレタル者其規則ニ違背ス	一	一	一	一	一	一
私ニ軍用ノ銃砲彈藥及其他破裂物ノ物品ヲ製造シ或ハ販賣ス	一	一	一	一	一	一
銃砲彈藥及其他破裂物ノ物品ヲ所有ス	一	一	一	一	一	一
道路橋梁河溝溝渠ヲ損壞シテ往來ヲ妨害ス	一	一	一	一	一	一
畫間故ナク人ノ住居シタル邸宅及人ノ看守スル建造物ニ入ル	一	一	一	一	一	一
夜間故ナク人ノ住居シタル邸宅及人ノ看守スル建造物ニ入ル	一	一	一	一	一	一

罪名	宥恕減輕		自首減輕		酌量減輕	
	禁錮	罰金	禁錮	罰金	禁錮	罰金
官署ノ處分ニ固リ施シタル封印ヲ破棄ス	一	一	一	一	一	一
傳票ヲ取受スル後偽造變造ナルヲ知テ行使ス	一	一	一	一	一	一
書籍什物等ニ押用スル官ノ記號印章ノ影頭ヲ盗用ス	一	一	一	一	一	一
已ニ貼用シタル各種ノ印紙及郵便切手ヲ再貼用ス	一	一	一	一	一	一
私印ヲ偽造シテ行使ス	一	一	一	一	一	一
他人ノ印影ヲ盗用ス	一	一	一	一	一	一
私書ヲ偽造シ及増減變換シテ行使ス	一	一	一	一	一	一
免狀鑑札ヲ偽造シテ行使ス	一	一	一	一	一	一
詐偽ノ所爲ヲ以テ免狀鑑札ヲ受ク	一	一	一	一	一	一
被告入ヲ曲庇スル爲メ偽證ヲ爲ス	一	一	一	一	一	一
被告入ヲ陷害スル爲メ偽證ヲ爲ス	一	一	一	一	一	一
民事商事及行政裁判ニ關シ偽證ヲ爲ス	一	一	一	一	一	一
陪席其他ノ方法ヲ以テ人ニ囑ヒシ偽證及詐偽ノ鑑定通事ヲ爲サシム	一	一	一	一	一	一
定規ヲ増減シタル度量衡ヲ所有ス	一	一	一	一	一	一
定規ヲ増減シタル度量衡ヲ使用シテ利ヲ得ル	一	一	一	一	一	一

前 承

罪 名	頁	禁 止			罰 金			計	禁 止			罰 金			計
		一 等	二 等	三 等	一 等	二 等	三 等		一 等	二 等	三 等	一 等	二 等	三 等	
官署ニ對シ屬籍身分氏名年齢職業ヲ詐稱ス	四														
官職位階ヲ詐稱シ及官ノ服飾徽章或ハ内外國ノ勳章ヲ借用ス	五														
阿片煙ヲ吸食ス	六														
人ノ飲料ニ供スル淨水ヲ汚穢ス	七														
官許ヲ得スレテ賭博ヲ爲ス	八														
公然猥褻ノ所行ヲ爲ス	九														
風俗ヲ害スル冊子圖書及其他猥褻ノ物品ヲ公然陳列シ或ハ販賣ス	一〇														
賭場ヲ開張シテ利ヲ圖リ及博徒ヲ招結ス	一一														
財物ヲ賭シ現ニ博奕ヲ爲シ及其情ヲ知テ房屋ヲ給與ス	一二														
財物ヲ賭集シ博徒ヲ以テ利益ヲ俵俸スル業ヲ興行ス	一三														
埋葬ス可キ死屍ヲ既棄ス	一四														
人ヲ毆打創傷シ因テ癡疾ニ致ス	一五														

罪 名	頁	禁 止			罰 金			計	禁 止			罰 金			計
		一 等	二 等	三 等	一 等	二 等	三 等		一 等	二 等	三 等	一 等	二 等	三 等	
豫メ謀テ人ヲ毆打創傷シ因テ癡疾ニ致ス	一六														
人ヲ毆打創傷ス	一七														
豫メ謀テ人ヲ毆打創傷ス	一八														
毆打ニ因テ他人ヲ創傷ス	一九														
健康ヲ害スヘキ物品ヲ施用シテ人ヲ疾苦セシム	二〇														
過失ニ因テ人ヲ死ニ致ス	二一														
過失ニ因テ人ヲ創傷シ癡疾ニ致ス	二二														
過失ニ因テ人ヲ創傷ス	二三														
人ヲ殺シテ自殺セシメ及獨逸ヲ受ケ自殺人ノ爲メニ手ヲ下ス	二四														
擅ニ人ヲ逮捕シ及私家ニ監禁ス	二五														
擅ニ人ヲ監禁制縛シテ毆打拷責レ及飲食衣服ヲ除去シ或ハ其他苛酷ノ所爲ヲ爲ス	二六														
人ヲ殺サントシ及人ノ住居シタル家屋ニ放火セシム	二七														
毆打創傷及其他暴行ヲ加ヘント脅迫ス	二八														
懐胎ノ婦女藥物其他ノ方法ヲ以テ墮胎ス	二九														
藥物其他ノ方法ヲ以テ墮胎セシム	三〇														

前 承

罪 名	頁	有 恕 減 輕			自 首 減 輕			酌 量 減 輕		
		禁 重	罰 金	計	禁 重	罰 金	計	禁 重	罰 金	計
雜物其他ノ方法ヲ以テ墮胎セシメ 因テ婦女ヲ死ニ致ス	五	一			一			一		
墮胎ノ婦女ナルヲ知テ毆打其他 暴行ヲ加ヘ因テ墮胎セシム	五									
八歳ニ滿サル幼者ヲ遺棄ス	九									
十二歳ニ滿サル男女ニ對シ暴行脅 迫ヲ以テ假令ノ所行ヲ爲ス	一									
十六歳ニ滿サル男女ノ淫行ヲ勸誘 シテ媒合ス	一									
姦通	八									
不實ノ事ヲ以テ人ヲ誣告ス	二									
惡事醜行ヲ摘發シテ人ヲ誹毀ス	三									
祖父母父母ヲ毆打創傷ス	三									
祖父母父母ヲ脅迫ス	三									
人ノ所有物ヲ竊取ス	五									
家屋其他ノ建造物外ニ於テ其贓額 五圓ニ滿サル人ノ所有物ヲ竊取ス	一									

罪 名	頁	有 恕 減 輕			自 首 減 輕			酌 量 減 輕		
		禁 重	罰 金	計	禁 重	罰 金	計	禁 重	罰 金	計
水火震災及其他ノ變ニ乘シ人ノ所 有物ヲ竊取ス	二									
門戶鑰匙ヲ竊取シ及領給ヲ開 キ郵便倉庫ニ入り物件ヲ竊取ス	八									
其物トシテ他人ニ交付シ及官ノ看 守ニ係ル自己ノ物品ヲ竊取ス	八									
田野ニ於テ穀類菜葉及其他ノ產物 ヲ竊取ス	六									
田野ニ於テ其贓額五圓ニ滿サル產 物ヲ竊取ス	二									
山林ノ竹木礦物川澤池沼湖海ノ產 物ヲ竊取ス	二									
山林川澤池沼湖海ニ於テ其贓額五 圓ニ滿サル產物ヲ竊取ス	二									
收揚ニ於テ收畜ノ獸類ヲ竊取ス	三									
遺失及漂流物品ヲ拾得テ隱匿ス	三									
家資分散ノ際其財產ヲ藏匿漏漏シ 及虚偽ノ負債ヲ增加ス	三									
人ヲ欺罔シ及恐喝シテ財物或ハ證 書類ヲ竊取ス	一									
幼者ノ知照無シテ人ノ私財或ハ 秘密ヲ竊取ス	一									
他人ノ財產ヲ冒認シテ販賣交換シ 及擔當典物トシ或ハ自己ノ不動 產ヲ重擔當典物ト爲ス	一									
受寄ノ財物借用物及典物其他委託 ヲ受ケタル金額物件ヲ費消ス	一									

前 承

罪 名	員		禁 錮		罰 金		自 首 減 輕		酌 量 減 輕	
	一 等	二 等	一 等	二 等	一 等	二 等	一 等	二 等	一 等	二 等
受寄ノ財物借用物及典物其他委託ヲ受ケタル金額物件ヲ騙取拐帶シ或ハ其他詐欺ノ所爲アルモノ	1	1								
官署ヨリ送押タル自己ノ物件ヲ藏匿脱漏ス	1	1								
強盜竊ノ贓物ナルコトヲ知テ受ケ及寄藏故買シ或ハ寄保ヲ爲ス	1	1								
詐欺取財其他ノ犯罪ニ關シタル物件ナルヲ知テ受ケ及寄藏故買シ或ハ寄保ヲ爲ス	1	1								
火ヲ共シテ人ノ家屋ヲ燒燬ス	1	1								
堤防ヲ決潰シ及水閘ヲ毀壞シ或ハ其他水利ヲ妨害ス	1	1								
人ノ家屋及其他ノ建造物ヲ毀壞ス	1	1								
人ノ家屋ニ關スル建築費ノ補助或ハ田ノ墾闢費ノ補助ヲ受テ	1	1								
人ノ稼働竹木及其他需用ノ植物ヲ毀損ス	1	1								
土地ノ境界ヲ表示シタル物件ヲ毀壞シ及移轉ス	1	1								
人ノ器物ヲ毀棄ス	1	1								
人ノ牛馬ヲ殺ス	1	1								
人ノ家畜ヲ殺ス	1	1								
合計	1	1								

罪 名	員		禁 錮		罰 金		自 首 減 輕		酌 量 減 輕	
	一 等	二 等	一 等	二 等	一 等	二 等	一 等	二 等	一 等	二 等
人ノ權利義務ニ關スル證書類ヲ毀棄滅失ス	1	1								
獨休兵或ハ還備役備ノ軍籍ニ在ルモノ召集ノ期ニ依ル	1	1								
合計	1	1								

  

減 輕 等 級	男	女	合計
三等減二係ル者	229	29	258
四等減二係ル者	68	14	82
五等減二係ル者	6	1	7
三等減二係ル者	56	1	57
四等減二係ル者	1	0	1

表十三第款一第部二第  
輕減量酌及首自愆宥ルス對二廳各

浦和					宇都宮					水戸										
大宮區	熊谷區	川越區	幸手區	浦和區	熊谷區	地佐野區	栃木縣區	大田區	真岡區	宇都宮區	栃木縣區	下野縣區	龍崎區	麻生區	土浦區	太田區	水戸區	下野縣區	土浦區	
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

東京														橫濱				千葉				廳名	
地八王子區	東王子區	八王子區	東京區	地八王子區	橫濱區	橫濱區	小田原區	地八王子區	水更津區	八日市場區	千葉區	松戸區	一宮區	水更津區	北條區	八日市場區	佐原區	地八王子區	廳名				
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...			

前 承

廳				名	
				男	全
				女	員
				計	
				禁 重	宥 恕 減 輕
				等一 等二 以上三等	
				輕	
				等一 等二 以上三等	
				罰 金	
				等一 等二 以上三等	
				計	
				禁 重	自 首 減 輕
				等一 等二 以上三等	
				輕	
				等一 等二 以上三等	
				罰 金	
				等一 等二 以上三等	
				計	
				禁 重	酌 量 減 輕
				等一 等二 以上三等	
				輕	
				等一 等二 以上三等	
				罰 金	
				等一 等二 以上三等	
				計	

長 野													甲 府									
新	相	高	長	新	地	岩	上	福	大	上	伊	飯	松	飯	長	上	飯	松	地	巖	谷	甲
川	田	岡	發	田	村	田	島	町	那	田	本	山	野	支	支	支	支	支	支	支	支	支
支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支
部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部

前 承

廳名	全 員		宥 恕 減 輕			自 首 減 輕			酌 量 減 輕		
	男	女	禁 重	禁 輕	罰 金	禁 重	禁 輕	罰 金	禁 重	禁 輕	罰 金
三條區	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新發田區	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
村上區	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長岡區	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柏崎區	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
六日町區	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高田區	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
糸魚川區	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
相川區	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
以上東京控新階管内ノ合計	21	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府	21	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伏見區	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都市	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮津區	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福知山區	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大坂府	21	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大坂市	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大坂市東區	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

奈良		神戸					岡山						
五條支	五条區	地部	洲部	姫路支	豐岡支	龍野區	豐岡區	後方區	津山支	高梁支	岡山支	津山支	高梁支
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56
57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70
71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84
85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98
99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112
113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126
127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140
141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154
155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168
169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182
183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196
197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210





前承

廳名	全員		宿怒減輕		自首減輕		酌量減輕	
	男	女	禁重	罰金	禁重	罰金	禁重	罰金
地子支方	1	0	0	0	0	0	0	0
米取部	1	0	0	0	0	0	0	0
倉吉區	1	0	0	0	0	0	0	0
鳥取區	1	0	0	0	0	0	0	0
以上大阪控訴院管内ノ合計	4	0	0	0	0	0	0	0
岡崎支方	1	0	0	0	0	0	0	0
名古屋區	1	0	0	0	0	0	0	0
半宮區	1	0	0	0	0	0	0	0
岡尾區	1	0	0	0	0	0	0	0
西尾區	1	0	0	0	0	0	0	0
豐橋區	1	0	0	0	0	0	0	0
地日支方	1	0	0	0	0	0	0	0
四日市支方	1	0	0	0	0	0	0	0
上野支方	1	0	0	0	0	0	0	0
山田支方	1	0	0	0	0	0	0	0
安濃津區	1	0	0	0	0	0	0	0
以上名古屋控訴院管内ノ合計	14	0	0	0	0	0	0	0

廳名	全員		宿怒減輕		自首減輕		酌量減輕	
	男	女	禁重	罰金	禁重	罰金	禁重	罰金
松坂區	1	0	0	0	0	0	0	0
四日市區	1	0	0	0	0	0	0	0
上野區	1	0	0	0	0	0	0	0
山田區	1	0	0	0	0	0	0	0
大地區	1	0	0	0	0	0	0	0
大垣支方	1	0	0	0	0	0	0	0
高田支方	1	0	0	0	0	0	0	0
岐阜區	1	0	0	0	0	0	0	0
八幡區	1	0	0	0	0	0	0	0
大垣區	1	0	0	0	0	0	0	0
御嵩區	1	0	0	0	0	0	0	0
高山區	1	0	0	0	0	0	0	0
以上名古屋控訴院管内ノ合計	14	0	0	0	0	0	0	0
地日支方	1	0	0	0	0	0	0	0
尾道支方	1	0	0	0	0	0	0	0
三尾支方	1	0	0	0	0	0	0	0
廣島區	1	0	0	0	0	0	0	0
竹原區	1	0	0	0	0	0	0	0
尾道區	1	0	0	0	0	0	0	0
福山區	1	0	0	0	0	0	0	0
三原區	1	0	0	0	0	0	0	0
庄原區	1	0	0	0	0	0	0	0
以上廣島控訴院管内ノ合計	14	0	0	0	0	0	0	0



前承

前承														廳名		全員		宥恕減輕			自首減輕			酌量減輕													
大分														福岡		男	女	計	第一等	第二等	第三等以上	第一等	第二等	第三等以上	計	第一等	第二等	第三等以上	計	第一等	第二等	第三等以上	計				
豆	玉	中	柞	竹	佐	大	豆	中	地	行	小	柳	久	飯	福																			小	久	地	男
田	津	津	築	田	伯	分	支	支	支	支	倉	河	留	塚	岡	倉	留	支	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計

前承																		廳名		全員		宥恕減輕			自首減輕			酌量減輕														
宮崎																		男	女	計	第一等	第二等	第三等以上	第一等	第二等	第三等以上	計	第一等	第二等	第三等以上	計	第一等	第二等	第三等以上	計							
延	都	飲	宮	延	地	大	水	鹿	鹿	大	地	八	天	高	山	宮	御																			熊	八	天	地	男	女	計
岡	城	肥	崎	岡	支	島	引	屋	兒	島	支	吉	代	草	瀨	鹿	地	本	代	草	支	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計



前 承

廳名	全 員		宵 怒 減 輕			自 首 減 輕			酌 量 減 輕		
	男	女	禁 重	輕	罰 金	禁 重	輕	罰 金	禁 重	輕	罰 金
大曲支部	1	0									
秋田支部	1	0									
本莊區	1	0									
能代區	1	0									
大曲區	1	0									
横手區	1	0									
湯澤區	1	0									
太田區	1	0									
以上官城控前管内、合計	11	0									
地前支部	1	0									
八戸支部	1	0									
青森區	1	0									
野邊地區	1	0									
弘前區	1	0									
五所川原區	1	0									
八戸區	1	0									
合計	11	0									

廳名	全 員		宵 怒 減 輕			自 首 減 輕			酌 量 減 輕		
	男	女	禁 重	輕	罰 金	禁 重	輕	罰 金	禁 重	輕	罰 金
地前支部	1	0									
函館區	1	0									
江差區	1	0									
壽都區	1	0									
地前區	1	0									
札幌區	1	0									
浦幌區	1	0									
増毛區	1	0									
小樽區	1	0									
岩内區	1	0									
稚内區	1	0									
室蘭區	1	0									
旭川區	1	0									
根室區	1	0									
厚岸區	1	0									
網走區	1	0									
以上函館控前管内、合計	11	0									
總計	11	0									

表一十三第款一第部二第  
犯再ルス對ニ名罪

罪名	性別	前ニ受ケシ刑		再犯ニ因テ科シタル刑		再犯ニ係ル處刑ノ度数								
		懲役	禁錮	禁錮	罰金	拘留	計	一	二	三	四	五以上	計	
天皇ニ對シ不敬ノ所爲アルモノ	男													
官吏ニ抗拒ス	男													
官吏ヲ毆打創傷ス	男													
官吏ヲ侮辱ス	男													
已決ノ囚徒逃走ス	男													
未決ノ囚徒逃走ス	男													
犯罪人ナルヲ知テ藏匿シ及隠避ス	男													
他人ノ罪ヲ免カレシメントシテ隠蔽ス	男													
監視ニ附セラレタル者其規則ニ違背ス	男													
私ニ軍用ノ銃砲彈藥及其他破裂質ノ物品ヲ製造シ或ハ販賣ス	男													
銃砲彈藥及其他破裂質ノ物品ヲ所有ス	男													
晝間故ナク人ノ住居シタル郵便及人ノ看守スル建造物ニ入ル	男													
夜間故ナク人ノ住居シタル郵便及人ノ看守スル建造物ニ入ル	男													
官署ノ處分ニ因リ施シタル封印ヲ破棄ス	男													

罪名	性別	前ニ受ケシ刑		再犯ニ因テ科シタル刑		再犯ニ係ル處刑ノ度数								
		懲役	禁錮	禁錮	罰金	拘留	計	一	二	三	四	五以上	計	
印紙ヲ取受スル後偽造變造ナルヲ知テ行使ス	男													
已ニ貼用シタル各種ノ印紙及郵便切手ヲ再貼用ス	男													
私印ヲ偽造シテ行使ス	男													
他人ノ印紙ヲ盗用ス	男													
私書ヲ偽造シ及増減變換シテ行使ス	男													
詐偽ノ所爲ヲ以テ免狀鑑札ヲ受ク	男													
免狀鑑札及疾病證書ヲ増減變換シテ行使ス	男													
被告人ヲ曲庇スル爲メ偽證ヲ爲ス	男													
被告人ヲ陷害スル爲メ偽證ヲ爲ス	男													
民事前事及行政裁判ニ關シ偽證ヲ爲ス	男													
賄賂其他ノ方法ヲ以テ人ニ囑託シ偽證及詐偽ノ鑑定通事ヲ爲サシム	男													
定規ヲ増減シタル度量衡ヲ所有ス	男													
定規ヲ増減シタル度量衡ヲ使用シテ利ヲ得ル	男													
官署ニ對シ屬籍身分氏名年齒職業ヲ詐稱ス	男													
官職階級ヲ詐稱シ及官ノ服制徽章或ハ内外國ノ勳章ヲ借用ス	男													
人ノ飲料ニ供スル淨水ヲ汚穢ス	男													
得度者ノ戒律ヲ破テタル者	男													
官許ヲ得スレテ營業ヲ爲ス	男													



前 承

罪 名	前ニ受ケシ刑		再犯ニ因テ科シタル刑		再犯ニ係ル處刑ノ度数
	禁錮	罰金	禁錮	罰金	
悪事進行ヲ摘發シテ人ヲ誹毀ス					
祖父父母ヲ毆打創傷ス					
祖父父母ヲ脅迫ス					
祖父父母ヲ脅迫ス					
祖父父母ニ對シテ食料ヲ供給セス及其他必要ナル養育ヲ缺ク					
人ノ所有物ヲ竊取ス					
家屋其他ノ建造物外ニ於テ其贓額五圓ニ滿サル人ノ所有物ヲ竊取ス					
水火震災及其他ノ變ニ乘シ人ノ所有物ヲ竊取ス					
門戸鑿壁ヲ越テ損壞シ及領物ヲ開キ郵便倉庫ニ入り物件ヲ竊取ス					
田野ニ於テ穀類菜葉及其他ノ產物ヲ竊取ス					
田野ニ於テ其贓額五圓ニ滿サル產物ヲ竊取ス					
山林ノ竹木礦物川澤池沼湖海ノ產物ヲ竊取ス					
山林川澤池沼湖海ニ於テ其贓額五圓ニ滿サル產物ヲ竊取ス					

罪 名	前ニ受ケシ刑		再犯ニ因テ科シタル刑		再犯ニ係ル處刑ノ度数
	禁錮	罰金	禁錮	罰金	
牧場ニ於テ牧畜ノ獸類ヲ竊取ス					
遺失及漂流物品ヲ拾得テ隱匿ス					
家資分遣ノ際其財産ヲ藏匿漏洩シ及底價ノ買價ヲ増加ス					
人ヲ欺罔シ及恐喝シテ財物或ハ證書類ヲ竊取ス					
幼者ノ知慮淺薄及人ノ精神錯亂シタルニ乘シ財物或ハ證書類ヲ授與セシム					
他人ノ所有物ヲ隠匿シテ賣渡シ及担保物トシテハ自己ノ所有物トシテ賣渡ス					
受寄ノ財物借用物及典物其他委託ヲ受ケタル金額物件ヲ竊取揚奪シ或ハ其他詐欺ノ所爲ヲシテモ官署ヨリ差押タル自己ノ物件ヲ藏匿服罪ス					
強盜竊ノ贓物ナルヲ知テ受ケ及寄藏買シ或ハ牙保ヲ爲ス					
火ヲ失シテ人ノ家屋ヲ燒燬ス					
堤防ヲ決潰シ及水閘ヲ毀壞シ或ハ其他水利ヲ妨害ス					
人ノ家屋及其他ノ建造物ヲ毀壞ス					



表二十三 第一款 第一節 各廳ニ對スル再犯

廳名	再犯		再犯ニ因テ科シタル刑	再犯ニ係ル處刑ノ度數
	人數	刑種		
東京區	1,000	...	...	...
八王子支部	1,000	...	...	...
地方法	1,000	...	...	...
橫濱區	1,000	...	...	...
橫濱支部	1,000	...	...	...
小田原區	1,000	...	...	...
地方法	1,000	...	...	...
水更津支部	1,000	...	...	...
八日市場支部	1,000	...	...	...
千葉區	1,000	...	...	...
松戸區	1,000	...	...	...
一宮本郷區	1,000	...	...	...
水更津區	1,000	...	...	...
北條區	1,000	...	...	...
八日市場區	1,000	...	...	...
佐原區	1,000	...	...	...
地方法	1,000	...	...	...
土浦支部	1,000	...	...	...
下妻支部	1,000	...	...	...
水戸區	1,000	...	...	...
太田區	1,000	...	...	...
土浦區	1,000	...	...	...
麻生區	1,000	...	...	...
龍ヶ崎區	1,000	...	...	...

11011

前承

廳名	被訴人員		前ニ受ケシ刑		再犯ニ因テ科シタル刑		再犯ニ係ル處刑ノ度數	
	男	女	無期	懲役	禁錮	罰金	一	二
東京區	1,000	...	...	...	...	...	...	...
八王子支部	1,000	...	...	...	...	...	...	...
地方法	1,000	...	...	...	...	...	...	...
橫濱區	1,000	...	...	...	...	...	...	...
橫濱支部	1,000	...	...	...	...	...	...	...
小田原區	1,000	...	...	...	...	...	...	...
地方法	1,000	...	...	...	...	...	...	...
水更津支部	1,000	...	...	...	...	...	...	...
八日市場支部	1,000	...	...	...	...	...	...	...
千葉區	1,000	...	...	...	...	...	...	...
松戸區	1,000	...	...	...	...	...	...	...
一宮本郷區	1,000	...	...	...	...	...	...	...
水更津區	1,000	...	...	...	...	...	...	...
北條區	1,000	...	...	...	...	...	...	...
八日市場區	1,000	...	...	...	...	...	...	...
佐原區	1,000	...	...	...	...	...	...	...
地方法	1,000	...	...	...	...	...	...	...
土浦支部	1,000	...	...	...	...	...	...	...
下妻支部	1,000	...	...	...	...	...	...	...
水戸區	1,000	...	...	...	...	...	...	...
太田區	1,000	...	...	...	...	...	...	...
土浦區	1,000	...	...	...	...	...	...	...
麻生區	1,000	...	...	...	...	...	...	...
龍ヶ崎區	1,000	...	...	...	...	...	...	...

11011

入ノ稼働竹木及其他需用ノ植物ヲ毀損ス  
土地ノ境界ヲ表シタル物件ヲ破壞シ及移轉ス  
入ノ器物ヲ毀棄ス  
入ノ牛馬ヲ殺ス  
入ノ家畜ヲ殺ス  
入ノ權利義務ニ關スル證書類ヲ毀棄滅失ス

罪名	男	女	合計
無期	...	...	...
懲役	...	...	...
禁錮	...	...	...
罰金	...	...	...
拘留	...	...	...
計	...	...	...
禁錮	...	...	...
罰金	...	...	...
拘留	...	...	...
計	...	...	...
一度	...	...	...
二度	...	...	...
三度	...	...	...
四度	...	...	...
五度以上	...	...	...
計	...	...	...

甲府		静岡		神奈川		前橋																
長野支	上野支	飯田支	松本支	地谷村	甲府支	谷村支	地谷支	吉原支	下田支	沼津支	掛川支	濱松支	藤枝支	静岡支	沼津支	濱松支	地谷支	太田支	富岡支	高崎支	沼田支	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
12	11	12	11	11	20	12	11	12	11	12	11	12	11	12	11	12	11	12	11	12	11	12
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

1105

前橋		浦和		宇都宮		栃木		群馬		埼玉									
前橋支	高崎支	地谷支	大宮支	熊谷支	川越支	幸手支	越谷支	浦和支	熊谷支	地谷支	佐野支	栃木支	大宮支	真岡支	宇都宮支	栃木支	地谷支	下妻支	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
12	11	12	11	12	11	12	11	12	11	12	11	12	11	12	11	12	11	12	11
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

1104





前承

													廳名		被告人員		前二受ケシ刑			再犯ニ因テ科シタル刑				再犯ニ係ル處刑ノ度數											
													男	女	計	無期	徒刑	重	禁錮	罰金	拘留	計	五年以上	二年以上	一年	罰金	拘留	計	一度	二度	三度	四度	五度以上	計	
													八	六	一四		一																		
													二	二	四																				
													三	三	六																				
													四	三	七																				
													五	二	七																				
													六	一	七																				
													七	一	八																				
													八	一	九																				
													九	一	一〇																				
													一〇	一	一一																				
													一一	一	一二																				
													一二	一	一三																				
													一三	一	一四																				
													一四	一	一五																				
													一五	一	一六																				
													一六	一	一七																				
													一七	一	一八																				
													一八	一	一九																				
													一九	一	二〇																				
													二〇	一	二一																				
													二一	一	二二																				
													二二	一	二三																				
													二三	一	二四																				
													二四	一	二五																				
													二五	一	二六																				
													二六	一	二七																				
													二七	一	二八																				
													二八	一	二九																				
													二九	一	三〇																				
													三〇	一	三一																				
													三一	一	三二																				
													三二	一	三三																				
													三三	一	三四																				
													三四	一	三五																				
													三五	一	三六																				
													三六	一	三七																				
													三七	一	三八																				
													三八	一	三九																				
													三九	一	四〇																				
													四〇	一	四一																				
													四一	一	四二																				
													四二	一	四三																				
													四三	一	四四																				
													四四	一	四五																				
													四五	一	四六																				
													四六	一	四七																				
													四七	一	四八																				
													四八	一	四九																				
													四九	一	五〇																				

																								廳名		被告人員		前二受ケシ刑			再犯ニ因テ科シタル刑				再犯ニ係ル處刑ノ度數											
																								男	女	計	無期	徒刑	重	禁錮	罰金	拘留	計	五年以上	二年以上	一年	罰金	拘留	計	一度	二度	三度	四度	五度以上	計	
																								八	六	一四		一																		
																								二	二	四																				
																								三	三	六																				
																								四	三	七																				
																								五	二	七																				
																								六	一	七																				
																								七	一	八																				
																								八	一	九																				
																								九	一	一〇																				
																								一〇	一	一一																				
																								一一	一	一二																				
																								一二	一	一三																				
																								一三	一	一四																				
																								一四	一	一五																				
																								一五	一	一六																				
																								一六	一	一七																				
																								一七	一	一八																				
																								一八	一	一九																				
																								一九	一	二〇																				
																								二〇	一	二一																				
																								二一	一	二二																				
																								二二	一	二三																				
																								二三	一	二四																				
																								二四	一	二五																				
																								二五	一	二六																				
																								二六	一	二七																				
																								二七	一	二八																				
																								二八	一	二九																				
																								二九	一	三〇																				
																								三〇	一	三一																				
																								三一	一	三二																				
																								三二	一	三三																				
																								三三	一	三四																				
																								三四	一	三五																				
																								三五	一	三六																				
																								三六	一	三七																				
																								三七	一	三八																				
																								三八	一	三九																				
																								三九	一	四〇																				
																								四〇	一	四一																				
																								四一	一	四二																				
																								四二	一	四三																				
																								四三	一	四四																				
																								四四	一	四五																				
																								四五	一	四六																				
																								四六	一	四七																				
																								四七	一	四八																				
																								四八	一	四九																				
																								四九	一	五〇																				

前 承

廳名	被告人員		前ニ受ケシ刑		再犯ニ因テ科シタル刑		再犯ニ係ル處刑ノ度数	
	男	女	禁錮	罰金	禁錮	罰金	一	二
岐阜	10	1	1	1	1	1	1	1
八幡	1	1	1	1	1	1	1	1
大垣	1	1	1	1	1	1	1	1
御嵩	1	1	1	1	1	1	1	1
高山	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	14	5	5	5	5	5	5	5
地部	1	1	1	1	1	1	1	1
尾道支	1	1	1	1	1	1	1	1
三原支	1	1	1	1	1	1	1	1
廣島	1	1	1	1	1	1	1	1
竹原	1	1	1	1	1	1	1	1
尾道	1	1	1	1	1	1	1	1
福山	1	1	1	1	1	1	1	1
三原	1	1	1	1	1	1	1	1
庄原	1	1	1	1	1	1	1	1
地部	1	1	1	1	1	1	1	1
赤間支	1	1	1	1	1	1	1	1
赤間支	1	1	1	1	1	1	1	1
山口支	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	14	5	5	5	5	5	5	5

廳名	被告人員		前ニ受ケシ刑		再犯ニ因テ科シタル刑		再犯ニ係ル處刑ノ度数	
	男	女	禁錮	罰金	禁錮	罰金	一	二
山口	1	1	1	1	1	1	1	1
徳山	1	1	1	1	1	1	1	1
赤間	1	1	1	1	1	1	1	1
船木	1	1	1	1	1	1	1	1
岩國	1	1	1	1	1	1	1	1
萩	1	1	1	1	1	1	1	1
地部	1	1	1	1	1	1	1	1
濱田支	1	1	1	1	1	1	1	1
松江支	1	1	1	1	1	1	1	1
木次	1	1	1	1	1	1	1	1
今市	1	1	1	1	1	1	1	1
濱田	1	1	1	1	1	1	1	1
大森	1	1	1	1	1	1	1	1
益田	1	1	1	1	1	1	1	1
西郷	1	1	1	1	1	1	1	1
地部	1	1	1	1	1	1	1	1
宇和島支	1	1	1	1	1	1	1	1
西條支	1	1	1	1	1	1	1	1
松山	1	1	1	1	1	1	1	1
大洲	1	1	1	1	1	1	1	1
宇和島	1	1	1	1	1	1	1	1
西條	1	1	1	1	1	1	1	1
今治	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	14	5	5	5	5	5	5	5

前 承

熊本		大分										福岡										
山	宮	御	熊	八	天	地	豆	玉	中	杵	竹	佐	大	豆	中	地	行	小	柳	久	飯	福
鹿	地	船	本	代	草		田	津	津	築	田	伯	分	支	支	事	倉	河	留	塚	岡	
區	區	區	區	部	部	方	區	區	區	區	區	區	部	部	部	方	區	區	區	區	區	區
三	一	七	四	零	二	三	九	一	七	二	九	三	九	九	零	一	九	二	零	三	九	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四	六	七	四	零	二	三	九	一	七	二	九	三	九	九	零	一	九	二	零	三	九	一

佐賀		長崎										以上廣島控訴院管内ノ合計	廳名	被告人員	前二受ケシ刑	再犯二因テ科シタル刑	再犯ニ係ル處刑ノ度数					
小	久	地	伊	唐	武	佐	地	嚴	福	平	葛	大						長	嚴	福	平	地
倉	留	米	萬	津	雄	賀	原	江	戸	原	村	崎	原	支	支	支	支					
部	部	方	區	區	區	區	方	區	區	區	區	區	區	部	部	部	方					
三	一	七	四	零	二	三	九	一	七	二	九	三	九	九	零	一	九	二	零	三	九	一

前 承

那覇													仙臺										福島											
那覇	八重山	宮古	石川	大川	石川	登米	地味	白石	平島	中島	福島	若松	若松	平島	白石	中島	福島	若松	若松	平島	白石	中島												
区	区	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部												
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1												
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...												

一一七

鹿兒島													宮崎						前承									
鹿兒島	鹿兒島	大島	水引	大島	延岡	宮崎	延岡	宮崎	延岡	宮崎	延岡	宮崎	延岡	宮崎	延岡	宮崎	延岡	宮崎	延岡	宮崎	延岡	宮崎						
区	区	区	区	区	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部						
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...						

一一六





表三十三第款一第部二第

數度渡言ノ刑ルス對ニ名罪

罪名	被告人員		前ニ受ケシ刑		再犯ニ因テ科シタル刑		再犯ニ係ル處刑ノ度数	
	男	女	無期	懲役	禁錮	罰金	一	二
天皇ニ對シテ不敬ノ所爲アルモノ	1	0	0	0	0	0	0	0
兇徒ニ附和隨行ス	3	0	0	0	0	0	0	0
官吏ニ抗拒ス	1	0	0	0	0	0	0	0
官吏ヲ毆打創傷ス	1	0	0	0	0	0	0	0
官吏ヲ侮辱ス	1	0	0	0	0	0	0	0
已決ノ囚徒逃走ス	1	0	0	0	0	0	0	0
未決ノ囚徒逃走ス	1	0	0	0	0	0	0	0
囚徒ヲ逃走セシムル爲メ兇器及其他ノ器具ヲ給與シ或ハ逃走ノ方法ヲ指示ス	1	0	0	0	0	0	0	0
看守及護送者ヲ恠ニヨリ囚徒ノ逃走ヲ助ケル	1	0	0	0	0	0	0	0
犯罪人ナルヲ知テ藏匿シ及隠避ス	1	0	0	0	0	0	0	0
他人ノ罪ヲ免カレシメテ隠蔽ス	1	0	0	0	0	0	0	0
隠視ニ附セラレタル者其規則ニ違背ス	1	0	0	0	0	0	0	0
私ニ軍用ノ銃砲彈藥及其他破裂質ノ物品ヲ製造シ或ハ販賣ス	1	0	0	0	0	0	0	0
銃砲彈藥及其他破裂質ノ物品ヲ所有ス	1	0	0	0	0	0	0	0
道路橋梁河溝溝渠ヲ損壞シテ往來ヲ妨害ス	1	0	0	0	0	0	0	0
偽計及威力ヲ以テ郵便ヲ妨害シ或ハ之ヲ阻止ス	1	0	0	0	0	0	0	0
計	1	0	0	0	0	0	0	0

前承

罪名	被告人員		前ニ受ケシ刑		再犯ニ因テ科シタル刑		再犯ニ係ル處刑ノ度数	
	男	女	無期	懲役	禁錮	罰金	一	二
札幌	1	0	0	0	0	0	0	0
浦毛	1	0	0	0	0	0	0	0
増毛	1	0	0	0	0	0	0	0
小樽	1	0	0	0	0	0	0	0
岩内	1	0	0	0	0	0	0	0
稚内	1	0	0	0	0	0	0	0
旭川	1	0	0	0	0	0	0	0
室蘭	1	0	0	0	0	0	0	0
地室	1	0	0	0	0	0	0	0
根室	1	0	0	0	0	0	0	0
厚岸	1	0	0	0	0	0	0	0
網走	1	0	0	0	0	0	0	0
以上函館控訴院管内ノ合計	1	0	0	0	0	0	0	0
總計	1	0	0	0	0	0	0	0

前 承

罪 名	刑 言 渡 度							計
	一 度	二 度	三 度	四 度	五 度	六 度	七 度 以 上	
書問故ナリノ住居シタル邸宅及人ノ看守スル建造物ニ入ル	八二	二八	二〇	六	二	二	四	一三三
夜間故ナリノ住居シタル邸宅及人ノ看守スル建造物ニ入ル	二六二	二八	四〇	一六	九	七	三	四四三
官署ノ處分ニ因リ施シタル封印ヲ破棄ス	四七	八	三	一六	九	七	二	一五七
官ノ封印ヲ破棄シ其物件ヲ盗取ス	二	二	二	二	二	二	二	一四
監守者懈怠ニヨリ封印ヲ破棄シ其物件ヲ盗取毀壞スル犯人アルヲ覺ラス	二	二	二	二	二	二	二	一四
銅貨ノ變造未タ成ラス	一	二	二	二	二	二	二	一四
貨幣ヲ取受スル後偽造變造ナルヲ知テ行使ス	一八	二	二	二	二	二	二	二六
書籍什物等ニ押用スル官ノ記號印章ノ影蹟ヲ盗用ス	四	二	二	二	二	二	二	一八
已ニ貼用シタル各種ノ印紙及郵便切手ヲ再貼用ス	九一	二	二	二	二	二	二	一〇九
私印ヲ偽造シテ行使ス	一四三	三	二	二	二	二	二	一五九
他人ノ印影ヲ盗用ス	二七九	五八	三	二	二	二	二	三六三
他人ノ印影ヲ盗用ス	一八	二	二	二	二	二	二	一九
計	一三三	一八	一〇	五	一六	一四	一三	二二三

罪 名	刑 言 渡 度							計
	一 度	二 度	三 度	四 度	五 度	六 度	七 度 以 上	
私書ヲ偽造シ及増減變換シテ行使ス	六九六	二六	七	五	二	一	六	九二二
免狀鑑札ヲ偽造シテ行使ス	三三	五	二	二	二	二	二	四三
詐偽ノ所爲ヲ以テ免狀鑑札ヲ受ク	二六	八	二	二	二	二	二	三八
免狀鑑札及疾病證書ヲ増減變換シテ行使ス	一	一	一	一	一	一	一	七
被告人ヲ曲庇スル爲メ偽證ヲ爲ス	一九八	三	二	二	二	二	二	二一〇
被告人ヲ陷害スル爲メ偽證ヲ爲ス	三三	三	二	二	二	二	二	四三
民事商事及行政裁判ニ關シ偽證ヲ爲ス	一七	三	二	二	二	二	二	二〇
鑑定又ハ通事ノ爲メ裁判所ニ呼出サレタル者詐偽ノ陳述ヲ爲ス	三三	七	二	二	二	二	二	四三
賄賂其他ノ方法ヲ以テ人ニ囑託シ偽證及詐偽ノ鑑定通事ヲ爲サシム	二	六	二	二	二	二	二	一〇
定規ヲ増減シタル度量衡ヲ所有ス	九	一	一	一	一	一	一	一〇
定規ヲ増減シタル度量衡ヲ使用シテ利ヲ得ル	一	一	一	一	一	一	一	一〇
官署ニ對シ屬籍身分氏名年齢職業ヲ詐稱ス	二四	六	二	二	二	二	二	三六
官職位階ヲ詐稱シ及官ノ服飾徽章或ハ内外國ノ勳章ヲ借用ス	一四	一	一	一	一	一	一	二二
公選ノ投票ヲ偽造シ及其數ヲ増減ス	五	一	一	一	一	一	一	一〇
賄賂ヲ以テ投票ヲ爲サシメ又ハ賄賂ヲ受ケテ投票ヲ爲ス	二	一	一	一	一	一	一	八
投票ヲ偽造シ又ハ増減ス	二	一	一	一	一	一	一	八
計	一三三	一八	一〇	五	一六	一四	一三	二二三

罪名	刑言渡度							計
	一	二	三	四	五	六	七以上	
阿片煙ヲ吸食ス	一	二	四	二	一	一	一	一五
阿片煙及吸食ノ器具ヲ所有シ又ハ受寄ス	一	一	一	一	一	一	一	七
人ノ飲料ニ供スル淨水ヲ汚穢ス	一	一	一	一	一	一	一	七
人ノ健康ヲ害ス可キ物品ヲ用ヒテ水管ヲ變シ又ハ腐敗セシム	一	一	一	一	一	一	一	七
飲類ノ傳染病流行ノ際豫防規則ニ違背シテ飲類ヲ他處ニ出ス	一	一	一	一	一	一	一	七
人ノ健康ヲ害ス可キ物品ヲ飲食物ニ混和シテ販賣ス	一	一	一	一	一	一	一	七
官許ヲ得ズシテ醫藥ヲ賣ス	一	一	一	一	一	一	一	七
官許ヲ得ズシテ醫藥ヲ賣ル者治療ノ方法ヲ誤リ因テ人ヲ死傷ニ致ス	一	一	一	一	一	一	一	七
公然猥褻ノ所行ヲ為ス	一	一	一	一	一	一	一	七
風俗ヲ害スル冊子圖書及其他猥褻ノ物品ヲ公然陳列シ或ハ販賣ス	一	一	一	一	一	一	一	七
賭場ヲ開張シテ利ヲ圖リ及博徒ヲ招結ス	一	一	一	一	一	一	一	七
財物ヲ賭シ現ニ博奕ヲ為シ及其情ヲ知テ房屋ヲ給與ス	一	一	一	一	一	一	一	七
計	一八八九	二二八	六三	二七	二	五	四	三〇八九

罪名	刑言渡度							計
	一	二	三	四	五	六	七以上	
財物ヲ隠蔽シ蓄積ヲ以テ利益ヲ僥倖スル業ヲ興行ス	一	一	一	一	一	一	一	七
埋葬ス可キ死屍ヲ毀棄ス	一	一	一	一	一	一	一	七
墳墓ヲ發掘シ棺槨及死屍ヲ見ハス	一	一	一	一	一	一	一	七
墳墓ヲ發掘シ因テ死屍ヲ毀棄ス	一	一	一	一	一	一	一	七
偽計及威力ヲ以テ殺類其他衆人ノ需用ニ欠ク可ラサル食用物ノ賣買ヲ妨害ス	一	一	一	一	一	一	一	七
偽計及威力ヲ以テ農工ノ業ヲ妨害ス	一	一	一	一	一	一	一	七
人ノ身體ヲ傷害シ或ハ死傷ニ至ラシムル者	一	一	一	一	一	一	一	七
官吏人ノ囑託ヲ受ケ賄賂ヲ收受シ及聽許ス	一	一	一	一	一	一	一	七
裁判官檢察官警察官吏刑事ノ裁判ニ關シテ賄賂ヲ收受シ及聽許ス	一	一	一	一	一	一	一	七
入ヲ毆打倒傷シ因テ癡疾ニ致ス	一	一	一	一	一	一	一	七
強メ謀テ人ヲ毆打倒傷シ因テ癡疾ニ致ス	一	一	一	一	一	一	一	七
強メ謀テ人ヲ毆打倒傷ス	一	一	一	一	一	一	一	七
強メ謀テ人ヲ毆打倒傷ス	一	一	一	一	一	一	一	七
計	一七六	九一	四九四	七	一	一	一	二七六

前 承

罪 名	刑 度							計
	一 度	二 度	三 度	四 度	五 度	六 度	七 度 以上	
毆打ニ因テ他人ヲ創傷ス	九	二						一一
健康ヲ害スヘキ物品ヲ施用シテ人ヲ疾苦セシム	二							二
本夫妻姦淫ヲ毆打創傷ス								
過失ニ因テ人ヲ死ニ致ス	二							二
過失ニ因テ人ヲ創傷シ癩瘻疾ニ致ス	二							二
過失ニ因テ人ヲ創傷ス	二							二
過失ニ因テ人ヲ創傷シ及家人ニ毆打ス	二							二
入ヲ殺スルニ着手シテ及家人ニ毆打ス	二							二
自殺人ノ爲メニ手ヲ下ス	二							二
二人ヲ逮捕シ及私家ニ監禁ス	二							二
二人ヲ監禁制縛シテ毆打拷責シ及飲食衣服ヲ除去シ或ハ其他苛酷ノ所爲ヲ施ス	二							二
二人ヲ殺サントシ及人ノ住居シテ家屋ニ放火セシメテ脅迫ス	二							二
毆打創傷及其他暴行ヲ加ヘテ脅迫ス	二							二
裸胎ノ婦女藥物其他ノ方法ヲ以テ墮胎ス	二							二
藥物其他ノ方法ヲ以テ墮胎セシム	二							二

罪 名	刑 度							計
	一 度	二 度	三 度	四 度	五 度	六 度	七 度 以上	
藥物其他ノ方法ヲ以テ墮胎セシム	二							二
裸胎ノ婦女タルヲ知テ毆打其他暴行ヲ加ヘテ墮胎セシム	二							二
八歳ニ滿サル幼者ヲ遺棄ス	二							二
自己ノ所有物ハ百圓以上ニ價額セラル幼者ヲ誘引シ或ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ之ヲ奪取ス	二							二
十二歳ニ滿サル幼者ヲ略取或ハ誘拐ス	二							二
二十歳ニ滿サル幼者ヲ略取或ハ誘拐ス	二							二
盗取物タル幼者ナリテ自己ノ意思ニ任テ之ヲ遺棄ス	二							二
十二歳ニ滿サル男女ニ對シテ暴行脅迫ヲ以テ親殺ノ所行ヲ爲ス	二							二
十六歳ニ滿サル男女ノ淫行ヲ勸誘シテ姦合ス	二							二
姦通	二							二
不實ノ罪ヲ以テ人ヲ誣告ス	二							二
惡事醜行ヲ摘發シテ人ヲ誹毀ス	二							二
祖父父母ヲ毆打創傷ス	二							二
祖母謀テ祖父父母ヲ毆打創傷ス	二							二
祖父父母ヲ監禁ス	二							二

前 承

罪 名	刑 度							計
	一	二	三	四	五	六	七	
祖父父母ヲ脅迫ス	四	一						五
祖父父母ニ對シテ衣食ヲ供給セス及其他必要ナル奉養ヲ缺ク	四							五
人ノ所有物ヲ竊取ス	一一〇	三二四	一九八	一一三	六二四	三五〇	七八〇	一九六八
家屋其他ノ建築物外ニ於テ其贓額五圓ニ滿サル人ノ所有物ヲ竊取ス	二〇九	三三三	一五八	六六	三六	一九	七〇	二七六三
水火災災及其他ノ變ニ乘レン人ノ所有物ヲ竊取ス	二八七	三九〇	二〇	九	三	三	三	五二八七
門戶牆壁ヲ踰越損壞シ及鎖鑰ヲ開キ邸宅倉庫ニ入り物件ヲ竊取ス	一八四	九〇	七三	四	二六六	一四八	三三	四七九四
典物トシテ他人ニ交付シ及官ノ看守ニ係ル自己ノ物品ヲ竊取ス	三	一六	六	三	六	二	三	九六
田野ニ於テ穀類菜葉及其他ノ產物ヲ竊取ス	二	二	二	二	二	二	二	六八
田野ニ於テ其贓額五圓ニ滿サル產物ヲ竊取ス	四八	九	三七	二	二	二	二	六五七
山林ノ竹木礦物川澤池沼湖海ノ產物ヲ竊取ス	一〇八	一一	二	二	二	二	二	一一二
山林川澤池沼湖海ニ於テ其贓額五圓ニ滿サル產物ヲ竊取ス	四〇〇	五八	九	五	二	二	二	五三六
竊取ス	一八	一						二〇
計	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

罪 名	刑 度							計
	一	二	三	四	五	六	七	
收場ニ於テ牲畜ノ獸類ヲ竊取ス	二二							二二
遺失及漂流物品ヲ拾得テ隱匿ス	二六八	二八						三〇六
家賃分取ノ際其財産ヲ濫取漏洩シ及虚偽ノ負債ヲ增加ス	四六	一三						五九
人ヲ欺罔シ及恐喝シテ財物或ハ證書類ヲ竊取ス	三五七	一〇八	五八	二	二	二	二	五九二
幼者ノ知慮淺薄及人ノ精神錯亂シタルニ乘リテ財物或ハ證書類ヲ投與セシム	四	四	一五					二三
物件ヲ販賣シ及交換スルニ當リ其物價ヲ變シ或ハ分量ヲ偽テ人ニ交付ス	三							三
他人ノ財産ヲ冒認シテ販賣交換シ及抵當典物トシ或ハ自己ノ不動産ヲ重抵當典物ト爲ス	二六〇	四六	二五					三三二
受寄ノ財物借用物及典物其他委託ヲ受ケタル金額物件ヲ費消ス	九九〇	二〇四	七六	三三	一九			一三三三
受寄ノ財物借用物及典物其他委託ヲ受ケタル金額物件ヲ騙取拐帶シ或ハ其他詐欺ノ所爲アルモノ	六七	三	一					七三
官署ヨリ差押タル自己ノ物件ヲ竊取ス	三三	三	二					三九
強盜竊ノ贓物ナルヲ知テ受ケ及寄藏故買シ或ハ牙保ヲ爲ス	八六〇	三三	一三	七	五			一三三三
詐欺取財其他ノ犯罪ニ關シタル物件ナルヲ知テ受ケ及寄藏故買シ或ハ牙保ヲ爲ス	一三三	二五	六					一六五
火ヲ放テ自己ノ家屋ヲ燒燬ス	二							二
計	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

表四十三第款二第部二第 29  
 族種及齡年ルス對ニ名罪

罪名	言渡區分		被告人犯時ノ年齢								被告人ノ種族				
	無罪	有罪	滿未年二十	未六上年十 滿年十以二	未十上年十 滿年二以六	未十上年二 滿年三以十	未十上年三 滿年四以十	未十上年四 滿年五以十	未十上年五 滿年六以十	上以年十六	スレ知歳年	計	華族	士族	平民
兇徒ニ附和隨行ス		1									1	1			
官吏ニ抗拒ス		1									1	1			
官吏ヲ毆打創傷ス		1									1	1			
官吏ヲ侮辱ス		1									1	1			
已決ノ囚徒逃走ス		1									1	1			
未決ノ囚徒逃走ス		1									1	1			
囚徒ヲ逃走セシムル爲メ兇器及其他ノ器具ヲ給與シ或ハ逃走ノ方法ヲ指示ス		1									1	1			
看守及護送者懈怠ニヨリ囚徒ノ逃走ヲ容ラズ		1									1	1			
犯罪人ナルコトヲ知テ藏匿シ及隱避ス		1									1	1			
他人ノ罪ヲ免カレシメテ隠蔽ス		1									1	1			
證ト爲ル可キ物件ヲ隠蔽ス		1									1	1			
監視ニ附セラレタル者其規則ニ違背ス		1									1	1			
私ニ軍用ノ銃砲彈藥及其他破裂質ノ物品ヲ製造シ或ハ販賣ス		1									1	1			
銃砲彈藥及其他破裂質ノ物品ヲ所有ス		1									1	1			
道路橋梁河溝港埠ヲ損壞シテ往來ヲ妨害ス		1									1	1			
計		1									1	1			
計		1									1	1			

1111

前承

罪名	刑		言渡區分							計
	一度	二度	三度	四度	五度	六度	七度以上			
火ヲ失シテ人ノ家屋ヲ燒燬ス	982	56							1038	
堤防ヲ決潰シ及水閘ヲ毀壞シ或ハ其他水利ヲ妨害ス	144	24							168	
人ノ家屋及其他ノ建造物ヲ毀壞ス	144	3							147	
人ノ家屋ニ屬スル櫛壁及園池ノ裝飾或ハ田圃ノ塹圍收場ノ柵欄ヲ毀壞ス	18	1							19	
人ノ稼穡竹木及其他需用ノ植物ヲ毀損ス	8	1							9	
土地ノ經界ヲ表シタル物件ヲ毀壞シ及移轉ス	9	1							10	
人ノ器物ヲ毀棄ス	393	1							394	
人ノ牛馬ヲ殺ス	8	1							9	
人ノ家畜ヲ殺ス	5	1							6	
人ノ權利義務ニ關スル證書類ヲ毀棄滅盡ス	11	1							12	
歸休兵或ハ豫備役備ノ軍籍ニ在ルモノ召集ノ期ニ依ル	11	1							12	
軍人擅ニ職役若クハ屯營本隊ヲ離ル	11	1							12	
合計	1575	110							1685	
男	1575	110							1685	
女										
男總計	1575	110							1685	
女總計										

1110

第二卷 第二編 第三十四卷  
 前 承

罪名	男	女	計
偽計及威力ヲ以テ郵便ヲ妨害シ或ハ之ヲ阻止ス	1	0	1
書留故ナク人ノ住居シタル郵便及人ノ看守スル建造物ニ入ル	1	0	1
夜間故ナク人ノ住居シタル郵便及人ノ看守スル建造物ニ入ル	1	0	1
官署ノ處分ニ因リ施シタル封印ヲ破棄ス	1	0	1
官ノ封印ヲ破棄シ其物件ヲ盗取ス	1	0	1
看守者懈怠ニヨリ封印ヲ破棄シ其物件ヲ盗取毀壞スル犯人アルヲ知ラズ	1	0	1
徴兵並役ヲ圖ル	1	0	1
銅貨ノ變造未ダ成ラス	1	0	1
貨幣ヲ取受スル後偽造變造ナルヲ知テ行使ス	1	0	1
書籍什物等ニ押用スル官ノ記號印章ノ影蹟ヲ盗用ス	1	0	1
已ニ貼用シタル各種ノ印紙及郵便切手ヲ再貼用ス	1	0	1
私印ヲ偽造シテ行使ス	1	0	1
他人ノ印影ヲ盗用ス	1	0	1
私書ヲ偽造シ及増減變換シテ行使ス	1	0	1
免狀鑑札ヲ偽造シテ行使ス	1	0	1
免狀鑑札ヲ偽造シテ行使ス	1	0	1
詐偽ノ所爲ヲ以テ免狀鑑札ヲ受ク	1	0	1
被害人ヲ傷害スル爲メ偽證ヲ爲ス	1	0	1
民事商事及行政裁判ニ關シ偽證ヲ爲ス	1	0	1
鑑定又ハ通事ノ爲メ裁判所ニ出サレタル者詐偽ノ陳述ヲ爲ス	1	0	1
賄賂其他ノ方法ヲ以テ人ニ囑託シ偽證及詐偽ノ鑑定通事ヲ爲サシム	1	0	1
定期ヲ増減シタル度量衡ヲ所有ス	1	0	1
定期ヲ増減シタル度量衡ヲ使用シテ利ヲ得ル	1	0	1
官署ニ對シ屬籍身分氏名年齢職業ヲ詐稱ス	1	0	1
官職位階ヲ詐稱シ及官ノ服飾徽章或ハ内外國ノ勲章ヲ借用ス	1	0	1

11111

言渡區分	無罪	刑罰	計
滿未年二十	0	0	0
未六上年十	0	0	0
滿年十以二	0	0	0
未十上年十	0	0	0
滿年二以六	0	0	0
未十上年二	0	0	0
滿年三以十	0	0	0
未十上年三	0	0	0
滿年四以十	0	0	0
未十上年四	0	0	0
滿年五以十	0	0	0
未十上年五	0	0	0
滿年六以十	0	0	0
上以年十六	0	0	0
スレ知齡年	0	0	0
計	0	0	0
華族	0	0	0
士族	0	0	0
平民	0	0	0
種族不詳	0	0	0
計	0	0	0

11111



前 承

罪 名	言 渡 區 分		被 告 人 犯 時 / 年 齡							被 告 人 / 種 族									
	訴 免 罪 無	渡 言 / 刑	計	滿 未 年 二十	未 六 上 年 十	未 十 上 年 十	未 十 上 年 二	未 十 上 年 三	未 十 上 年 四	未 十 上 年 五	上 以 年 十 六	スレ知齡年	計	族 華	族 士	民 平	詳 不 族 種	計	
公選ノ投票ヲ偽造シ及其數ヲ増減ス...	二	一	三																
賄賂ヲ以テ投票ヲ爲サレメ又ハ賄賂ヲ...	二	一	三																
投票ヲ檢査シ及其數ヲ計算スル者其投...	一	一	二																
阿片煙ヲ吸食ス...	一	一	二																
阿片煙及吸食ノ器具ヲ所有シ又ハ受寄...	一	一	二																
人ノ飲料ニ供スル淨水ヲ汚穢ス...	一	一	二																
人ノ健康ヲ害ス可キ物品ヲ用ヒテ水質...	一	一	二																
ヲ變シ又ハ腐敗セシム...	一	一	二																
飲類ノ傳染病流行ノ際豫防規則ニ違背...	一	一	二																
シテ飲類ヲ他處ニ出ス...	一	一	二																
人ノ健康ヲ害ス可キ物品ヲ飲食物ニ混...	一	一	二																
和シテ販賣ス...	一	一	二																
官許ヲ得スレテ醫藥ヲ爲ス...	一	一	二																
官許ヲ得スレテ醫藥ヲ爲シ...	一	一	二																
官許ヲ得スレテ醫藥ヲ爲シ...	一	一	二																
官許ヲ得スレテ醫藥ヲ爲シ...	一	一	二																
官許ヲ得スレテ醫藥ヲ爲シ...	一	一	二																
公然殺傷ノ所行ヲ爲ス...	一	一	二																

罪 名	言 渡 區 分		被 告 人 犯 時 / 年 齡							被 告 人 / 種 族									
	訴 免 罪 無	渡 言 / 刑	計	滿 未 年 二十	未 六 上 年 十	未 十 上 年 十	未 十 上 年 二	未 十 上 年 三	未 十 上 年 四	未 十 上 年 五	上 以 年 十 六	スレ知齡年	計	族 華	族 士	民 平	詳 不 族 種	計	
賭博ヲ開張シテ利ヲ圖リ及博徒ヲ招結...	一	一	二																
賭博ヲ賭シ現ニ博奕ヲ爲シ及其情ヲ知...	一	一	二																
テ房屋ヲ給與ス...	一	一	二																
財物ヲ賭博シ富貴ヲ以テ利益ヲ俵傳ス...	一	一	二																
ル業ヲ興行ス...	一	一	二																
埋葬ス可キ死屍ヲ毀棄ス...	一	一	二																
墳墓ヲ發掘シ棺槨及死屍ヲ見ハス...	一	一	二																
墳墓ヲ發掘シ棺槨及死屍ヲ見ハス...	一	一	二																
偽計及威力ヲ以テ殺類其他衆人ノ害用...	一	一	二																
ニ欺ク可クナル食用物ノ賣買ヲ妨害ス...	一	一	二																
偽計及威力ヲ以テ農工ノ業ヲ妨害ス...	一	一	二																
人ノ身體ヲ傷害シテ死傷ノ罪ヲ成ラシ...	一	一	二																
人ヲ毆打創傷シ因テ殺傷ニ致ス...	一	一	二																
人ヲ毆打創傷シ因テ殺傷ニ致ス...	一	一	二																

前 承

罪 名	言 渡 區 分		被 告 人 犯 時 の 年 齡							被 告 人 の 種 族							
	訴 免 罪 無	渡 言 / 刑 計	滿 未 年 二 十	未 六 上 年 十 滿 年 十 以 二	未 十 上 年 十 滿 年 二 以 六	未 十 上 年 二 滿 年 三 以 十	未 十 上 年 三 滿 年 四 以 十	未 十 上 年 四 滿 年 五 以 十	未 十 上 年 五 滿 年 六 以 十	上 以 年 十 六	スレ知 齡 年	計	華 族	士 族	平 民	種 族 不 詳	計
入ヲ毆打創傷ス	7	14															
豫メ謀テ入ヲ毆打創傷ス	3	6															
毆打ニ因リ誤テ他人ヲ創傷ス	1	2															
健康ヲ害スヘキ物品ヲ施用シテ人ヲ疾苦セシム	1	2															
本夫妻夫婦ヲ毆打創傷ス	1	2															
過失ニ因テ人ヲ死ニ致ス	3	6															
過失ニ因テ人ヲ創傷シ癩篤疾ニ致ス	1	2															
過失ニ因テ人ヲ創傷ス	1	2															
人ヲ教唆シテ自殺セシム及獨断ヲ受ケ自殺人ノ爲メニ手ヲ下ス	1	2															
擧ニ入ヲ逮捕シ及私家ニ監禁ス	1	2															
擧ニ人ヲ監禁制縛シテ毆打拷責シ及飲食衣服ヲ除去シ或ハ其他苛酷ノ所爲ヲ施ス	1	2															

罪 名	男	女	計	華 族	士 族	平 民	種 族 不 詳	計
入ヲ毆打創傷ス	1	1	2					2
豫メ謀テ入ヲ毆打創傷ス	1	1	2					2
毆打ニ因リ誤テ他人ヲ創傷ス	1	1	2					2
健康ヲ害スヘキ物品ヲ施用シテ人ヲ疾苦セシム	1	1	2					2
本夫妻夫婦ヲ毆打創傷ス	1	1	2					2
過失ニ因テ人ヲ死ニ致ス	1	1	2					2
過失ニ因テ人ヲ創傷シ癩篤疾ニ致ス	1	1	2					2
過失ニ因テ人ヲ創傷ス	1	1	2					2
人ヲ教唆シテ自殺セシム及獨断ヲ受ケ自殺人ノ爲メニ手ヲ下ス	1	1	2					2
擧ニ入ヲ逮捕シ及私家ニ監禁ス	1	1	2					2
擧ニ人ヲ監禁制縛シテ毆打拷責シ及飲食衣服ヲ除去シ或ハ其他苛酷ノ所爲ヲ施ス	1	1	2					2
八歳ニ滿サル幼者ヲ遺棄ス	1	1	2					2
十二歳ニ滿サル幼者ヲ略取或ハ誘拐ス	1	1	2					2
二十歳ニ滿サル幼者ヲ略取或ハ誘拐ス	1	1	2					2
十二歳ニ滿サル男女ニ對シ暴行脅迫ヲ以テ親殺ノ所行ヲ爲ス	1	1	2					2
十六歳ニ滿サル男女ノ淫行ヲ勸誘シテ姦合ス	1	1	2					2



前 承

罪 名	言 渡 區 分		被 告 人 犯 時 / 年 齡							被 告 人 / 種 族							
	無 罪	刑 罰	計	未 滿 二 十 年	十 五 年 以 上 未 滿 二 十 年	十 年 以 上 未 滿 十 五 年	三 十 年 以 上 未 滿 十 年	十 年 以 上 未 滿 三 十 年	十 五 年 以 上 未 滿 十 年	十 年 以 上 未 滿 十 五 年	十 六 年 以 上	計	華 族	士 族	平 民	種 族 不 詳	計
他人ノ動産ヲ冒認シテ販賣交換シ及抵當典物トナシ或ハ自己ノ動産ヲ重抵當典物ト爲ス	10	1	11														
受寄ノ財物借用物及典物其他委託ヲ受ケタル金額物件ヲ費消ス	2	1	3														
受寄ノ財物借用物及典物其他委託ヲ受ケタル金額物件ヲ騙取拐帶シ或ハ其他詐欺ノ所爲アルモノ	1	1	2														
官署ヨリ差押ケタル自己ノ物件ヲ藏匿脱漏ス	1	1	2														
強竊盜ノ賊物ナルヲ知テ受ケ及寄藏故買シ或ハ牙保ヲ爲ス	1	1	2														
詐欺取財其他ノ犯罪ニ關シタル物件ナルヲ知テ受ケ及寄藏故買シ或ハ牙保ヲ爲ス	1	1	2														
火ヲ放テ自己ノ家屋ヲ燒燬ス	1	1	2														
火ヲ放テ他人ノ家屋ヲ燒燬ス	1	1	2														
堤防ヲ決潰シ及水閘ヲ毀壞シ或ハ其他水利ヲ妨害ス	1	1	2														
人ノ家屋及其他ノ建造物ヲ毀壞ス	1	1	2														

罪 名	言 渡 區 分		被 告 人 犯 時 / 年 齡							被 告 人 / 種 族						
	無 罪	刑 罰	計	未 滿 二 十 年	十 五 年 以 上 未 滿 二 十 年	十 年 以 上 未 滿 十 五 年	三 十 年 以 上 未 滿 十 年	十 年 以 上 未 滿 三 十 年	十 五 年 以 上 未 滿 十 年	十 六 年 以 上	計	華 族	士 族	平 民	種 族 不 詳	計
人ノ家屋ニ屬スル櫛壁及園池ノ裝飾或ハ田圃ノ樊園收場ノ柵欄ヲ毀壞ス	1	1	2													
人ノ線柵竹木及其他需用ノ植物ヲ毀損ス	1	1	2													
土地ノ經界ヲ表シタル物件ヲ毀壞シ及移轉ス	1	1	2													
人ノ器物ヲ毀壞ス	1	1	2													
人ノ牛馬ヲ殺ス	1	1	2													
人ノ家畜ヲ殺ス	1	1	2													
人ノ權利義務ニ關スル證書類ヲ毀滅減盡ス	1	1	2													
騎兵或ハ豫備役備ノ軍籍ニ在ルモノ召集ノ期ニ依リ	1	1	2													
軍人擅ニ職役若シハ他營本隊ヲ離ル	1	1	2													
合 計	10	1	11													
男 總 計	10	1	11													
女 總 計																

第一ノ表六十三第款二第部二第  
名罪ルス對ニ國生ノ人告被

地方 裁判所	東 京	横 濱	千 葉	水 戸	宇 都 宮	浦 和	前 橋	靜 岡
名	藏豆	藏豆	總房	總陸	總野	總藏	總野	總河
男	111	111	111	111	111	111	111	111
女	111	111	111	111	111	111	111	111
計	222	222	222	222	222	222	222	222
罪	兇徒聚衆 官更ノ職務ヲ行フ 國庫ノ金及豫備金ノ濫用 刑加附ノ特例ヲ行フ 私用ノ金及豫備金ノ濫用 往來ノ通達ヲ行フ 人ノ住所ヲ侵ス 官封ノ印ヲ濫用ス 官印ノ濫用 私印ノ濫用 偽造ノ證 度量ノ偽造 分身ノ詐稱 公ノ事務ヲ濫用ス 阿片ノ烟ニ關ス 飲料ノ水ヲ濫用ス 賭博ノ防範ニ關ス 賭博ノ防範ニ關ス 私ニ醫業ヲ爲ス 風俗ヲ害ス 小計							

11411

第二ノ表五十三第款二第部二第  
刑名對スル年齡

刑名	無罪	免訴	重禁錮	輕禁錮	罰金	拘留	科料	懲治場
年	十二	十二	十六	十六	十六	十六	十六	十六
區	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上
分	六十	六十	六十	六十	六十	六十	六十	六十
計	111	111	111	111	111	111	111	111

11411



山	福	仙	那	宮	鹿	熊	大	福
形	島	臺	壩	崎	兒	本	分	岡
陸	羽	不	岩	不	磐	陸	球	向
中	後	前	詳	城	代	詳	城	前
11	12	13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	32	33	34	35	36	37
38	39	40	41	42	43	44	45	46
47	48	49	50	51	52	53	54	55
56	57	58	59	60	61	62	63	64
65	66	67	68	69	70	71	72	73
74	75	76	77	78	79	80	81	82
83	84	85	86	87	88	89	90	91
92	93	94	95	96	97	98	99	100
101	102	103	104	105	106	107	108	109
110	111	112	113	114	115	116	117	118
119	120	121	122	123	124	125	126	127
128	129	130	131	132	133	134	135	136
137	138	139	140	141	142	143	144	145
146	147	148	149	150	151	152	153	154
155	156	157	158	159	160	161	162	163
164	165	166	167	168	169	170	171	172
173	174	175	176	177	178	179	180	181
182	183	184	185	186	187	188	189	190
191	192	193	194	195	196	197	198	199
200	201	202	203	204	205	206	207	208
209	210	211	212	213	214	215	216	217
218	219	220	221	222	223	224	225	226
227	228	229	230	231	232	233	234	235
236	237	238	239	240	241	242	243	244
245	246	247	248	249	250	251	252	253
254	255	256	257	258	259	260	261	262
263	264	265	266	267	268	269	270	271
272	273	274	275	276	277	278	279	280
281	282	283	284	285	286	287	288	289
290	291	292	293	294	295	296	297	298
299	300	301	302	303	304	305	306	307
308	309	310	311	312	313	314	315	316
317	318	319	320	321	322	323	324	325
326	327	328	329	330	331	332	333	334
335	336	337	338	339	340	341	342	343
344	345	346	347	348	349	350	351	352
353	354	355	356	357	358	359	360	361
362	363	364	365	366	367	368	369	370
371	372	373	374	375	376	377	378	379
380	381	382	383	384	385	386	387	388
389	390	391	392	393	394	395	396	397
398	399	400	401	402	403	404	405	406
407	408	409	410	411	412	413	414	415
416	417	418	419	420	421	422	423	424
425	426	427	428	429	430	431	432	433
434	435	436	437	438	439	440	441	442
443	444	445	446	447	448	449	450	451
452	453	454	455	456	457	458	459	460
461	462	463	464	465	466	467	468	469
470	471	472	473	474	475	476	477	478
479	480	481	482	483	484	485	486	487
488	489	490	491	492	493	494	495	496
497	498	499	500	501	502	503	504	505
506	507	508	509	510	511	512	513	514
515	516	517	518	519	520	521	522	523
524	525	526	527	528	529	530	531	532
533	534	535	536	537	538	539	540	541
542	543	544	545	546	547	548	549	550
551	552	553	554	555	556	557	558	559
560	561	562	563	564	565	566	567	568
569	570	571	572	573	574	575	576	577
578	579	580	581	582	583	584	585	586
587	588	589	590	591	592	593	594	595
596	597	598	599	600	601	602	603	604
605	606	607	608	609	610	611	612	613
614	615	616	617	618	619	620	621	622
623	624	625	626	627	628	629	630	631
632	633	634	635	636	637	638	639	640
641	642	643	644	645	646	647	648	649
650	651	652	653	654	655	656	657	658
659	660	661	662	663	664	665	666	667
668	669	670	671	672	673	674	675	676
677	678	679	680	681	682	683	684	685
686	687	688	689	690	691	692	693	694
695	696	697	698	699	700	701	702	703
704	705	706	707	708	709	710	711	712
713	714	715	716	717	718	719	720	721
722	723	724	725	726	727	728	729	730
731	732	733	734	735	736	737	738	739
740	741	742	743	744	745	746	747	748
749	750	751	752	753	754	755	756	757
758	759	760	761	762	763	764	765	766
767	768	769	770	771	772	773	774	775
776	777	778	779	780	781	782	783	784
785	786	787	788	789	790	791	792	793
794	795	796	797	798	799	800	801	802
803	804	805	806	807	808	809	810	811
812	813	814	815	816	817	818	819	820
821	822	823	824	825	826	827	828	829
830	831	832	833	834	835	836	837	838
839	840	841	842	843	844	845	846	847
848	849	850	851	852	853	854	855	856
857	858	859	860	861	862	863	864	865
866	867	868	869	870	871	872	873	874
875	876	877	878	879	880	881	882	883
884	885	886	887	888	889	890	891	892
893	894	895	896	897	898	899	900	901
902	903	904	905	906	907	908	909	910
911	912	913	914	915	916	917	918	919
920	921	922	923	924	925	926	927	928
929	930	931	932	933	934	935	936	937
938	939	940	941	942	943	944	945	946
947	948	949	950	951	952	953	954	955
956	957	958	959	960	961	962	963	964
965	966	967	968	969	970	971	972	973
974	975	976	977	978	979	980	981	982
983	984	985	986	987	988	989	990	991
992	993	994	995	996	997	998	999	1000

三四七

前承

佐	長	大	松	山	廣	公	波	高	安
賀	崎	山	江	口	島	島	島	島	島
肥	對	壹	肥	伊	隱	石	出	長	周
前	馬	岐	前	豫	岐	見	雲	門	防
8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
48	49	50	51	52	53	54	55	56	57
58	59	60	61	62	63	64	65	66	67
68	69	70	71	72	73	74	75	76	77
78	79	80	81	82	83	84	85	86	87
88	89	90	91	92	93	94	95	96	97
98	99	100	101	102	103	104	105	106	107
108	109	110	111	112	113	114	115	116	117
118	119	120	121	122	123	124	125	126	127
128	129	130	131	132	133	134	135	136	137
138	139	140	141	142	143	144	145	146	147
148	149	150	151	152	153	154	155	156	157
158	159	160	161	162	163	164	165	166	167
168	169	170	171	172	173	174	175	176	177
178	179	180	181	182	183	184	185	186	187
188	189	190	191	192	193	194	195	196	197
198	199	200	201	202	203	204	205	206	207
208	209	210	211	212	213	214	215	216	217
218	219	220	221	222	223	224	225	226	227
228	229	230	231	232	233	234	235	236	237
238	239	240	241	242	243	244	245	246	247
248	249	250	251	252	253	254	255	256	257
258	259	260	261	262	263	264	265	266	267
268	269	270	271	272	273	274	275	276	277
278	279	280	281	282	283	284	285	286	287
288	289	290	291	292	293	294	295	296	297
298	299	300	301	302	303	304	305	306	307
308	309	310	311	312	313	314	315	316	317
318	319	320	321	322	323	324	325	326	327
328	329	330	331	332	333	334	335	336	337
338	339	340	341	342	343	344	345	346	347
348	349	350	351	352	353	354	355	356	357
358</									







前承

安濃津	不	美	不	飛	早	不	安	備	周	長	口	山	松	松	長	佐	福	岡	不
志	紀	美	飛	不	安	備	周	長	口	山	松	松	長	佐	福	岡	不	不	不
伊	詳	濃	詳	伊	詳	藝	後	防	門	雲	見	岐	前	馬	前	前	後	前	詳
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

1511

地方	裁	名	前	小	計
國	所				
名					
狹	詳	賀	登	詳	中
伊	波	佐	岐	觸	著
詳	詳	詳	詳	詳	詳
100	100	100	100	100	100

1512

前	小	計
罪	名	
合	計	

前	小	計
罪	名	
合	計	











廣島	岐阜	安濃津	名古屋	馬取	高松	高知	徳島	和歌山	富山	金澤	福井	大津	京	新野	長
備前	美濃	伊勢	尾張	因幡	讚岐	土佐	阿波	紀伊	越前	加賀	若	近	都	山	信
後	藝	濃	伊	勢	河	張	著	畷	波	伊	中	登	賀	狹	前
101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101

岡	神	奈	大	京	新	長	裁	地
山	戶	良	阪	都	瀧	野	判	方
美	淡	攝	和	不	丹	山	所	國
作	前	路	津	和	泉	内	名	
101	101	101	101	101	101	101	計	小

罪

名







罪 名	件 数		人 員		言 渡 區 分	懲 罰 附 加
	前 年	本 年	前 年	本 年		
夜間故ナク人ノ住居シタルニ入ル	1	1	1	1	無罪	
官署ノ處分ニ因リ施シタル封印ヲ破棄ス	1	1	1	1	無罪	
官ノ封印ヲ破棄シ其物件ヲ盜取ス	1	1	1	1	無罪	
已ニ貼用シタル各種ノ印紙及郵便切手ヲ再貼用ス	1	1	1	1	無罪	
私印ヲ偽造シテ行使ス	1	1	1	1	無罪	
他人ノ印影ヲ盗用ス	1	1	1	1	無罪	
私書ヲ偽造シ及増減變換シテ行使ス	1	1	1	1	無罪	
詐偽ノ所爲ヲ以テ免狀鑑札ヲ受ク	1	1	1	1	無罪	
免狀鑑札及疾病證書ヲ増減變換シテ行使ス	1	1	1	1	無罪	
被告人ヲ曲庇スル爲メ偽證ヲ爲ス	1	1	1	1	無罪	
民事商事及行政裁判ニ關シ偽證ヲ爲ス	1	1	1	1	無罪	
刑罰其他ノ法律ニ以テ人ニ關シテ定規ヲ増減シタル度量衡ヲ所有ス	1	1	1	1	無罪	
官署ニ對シテ身分氏名年令職業ヲ詐稱ス	1	1	1	1	無罪	
官許ヲ得スレテ醫業ヲ爲ス	1	1	1	1	無罪	
公然猥褻ノ所行ヲ爲ス	1	1	1	1	無罪	
賭博ヲ開張シテ利ヲ圖リ及博徒ヲ招結ス	1	1	1	1	無罪	
財物ヲ賭シ現ニ博奕ヲ爲シ及其情ヲ知テ房屋ヲ給與ス	1	1	1	1	無罪	
財物ヲ賭集レシ當額ヲ以テ利益ヲ僥倖スル業ヲ興行ス	1	1	1	1	無罪	
埋葬ノ可キ死屍ヲ毀棄ス	1	1	1	1	無罪	
墳墓ヲ發掘シ棺槨及死屍ヲ見ハス	1	1	1	1	無罪	
人ヲ毆打創傷シ因テ痼疾ニ致ス	1	1	1	1	無罪	

罪 名	件 数		人 員		言 渡 區 分	懲 罰 附 加
	前 年	本 年	前 年	本 年		
夜間故ナク人ノ住居シタルニ入ル	1	1	1	1	無罪	
官署ノ處分ニ因リ施シタル封印ヲ破棄ス	1	1	1	1	無罪	
官ノ封印ヲ破棄シ其物件ヲ盜取ス	1	1	1	1	無罪	
已ニ貼用シタル各種ノ印紙及郵便切手ヲ再貼用ス	1	1	1	1	無罪	
私印ヲ偽造シテ行使ス	1	1	1	1	無罪	
他人ノ印影ヲ盗用ス	1	1	1	1	無罪	
私書ヲ偽造シ及増減變換シテ行使ス	1	1	1	1	無罪	
詐偽ノ所爲ヲ以テ免狀鑑札ヲ受ク	1	1	1	1	無罪	
免狀鑑札及疾病證書ヲ増減變換シテ行使ス	1	1	1	1	無罪	
被告人ヲ曲庇スル爲メ偽證ヲ爲ス	1	1	1	1	無罪	
民事商事及行政裁判ニ關シ偽證ヲ爲ス	1	1	1	1	無罪	
刑罰其他ノ法律ニ以テ人ニ關シテ定規ヲ増減シタル度量衡ヲ所有ス	1	1	1	1	無罪	
官署ニ對シテ身分氏名年令職業ヲ詐稱ス	1	1	1	1	無罪	
官許ヲ得スレテ醫業ヲ爲ス	1	1	1	1	無罪	
公然猥褻ノ所行ヲ爲ス	1	1	1	1	無罪	
賭博ヲ開張シテ利ヲ圖リ及博徒ヲ招結ス	1	1	1	1	無罪	
財物ヲ賭シ現ニ博奕ヲ爲シ及其情ヲ知テ房屋ヲ給與ス	1	1	1	1	無罪	
財物ヲ賭集レシ當額ヲ以テ利益ヲ僥倖スル業ヲ興行ス	1	1	1	1	無罪	
埋葬ノ可キ死屍ヲ毀棄ス	1	1	1	1	無罪	
墳墓ヲ發掘シ棺槨及死屍ヲ見ハス	1	1	1	1	無罪	
人ヲ毆打創傷シ因テ痼疾ニ致ス	1	1	1	1	無罪	















前 承

廳 名	前年		本年		無 免 罰 金 額	禁 重 輕	罰 金 額	留 料 場 却 減	懲 罰 額	附 加
	件	數	人	員						
九 龍 支 部	1	1	1	1						
高 松 區	1	1	1	1						
地 方	1	1	1	1						
米 子 支 部	1	1	1	1						
島 取 區	1	1	1	1						
倉 吉 區	1	1	1	1						
米 子 區	1	1	1	1						
合 計	6	6	6	6						
地 方	1	1	1	1						
岡 崎 支 部	1	1	1	1						
名 古 屋 區	1	1	1	1						
一 宮 區	1	1	1	1						
半 田 區	1	1	1	1						
岡 崎 區	1	1	1	1						
西 尾 區	1	1	1	1						
豐 橋 區	1	1	1	1						
地 方	1	1	1	1						
四 日 市 支 部	1	1	1	1						

二八四

廳 名	前年		本年		無 免 罰 金 額	禁 重 輕	罰 金 額	留 料 場 却 減	懲 罰 額	附 加
	件	數	人	員						
上 野 支 部	1	1	1	1						
山 田 支 部	1	1	1	1						
安 津 區	1	1	1	1						
松 坂 區	1	1	1	1						
西 日 市 區	1	1	1	1						
上 野 區	1	1	1	1						
山 田 區	1	1	1	1						
地 方	1	1	1	1						
大 垣 支 部	1	1	1	1						
高 山 支 部	1	1	1	1						
岐 阜 區	1	1	1	1						
八 幡 區	1	1	1	1						
大 垣 區	1	1	1	1						
御 嵩 區	1	1	1	1						
高 山 區	1	1	1	1						
合 計	15	15	15	15						
地 方	1	1	1	1						
尾 道 支 部	1	1	1	1						
三 次 支 部	1	1	1	1						
廣 島 區	1	1	1	1						
竹 原 區	1	1	1	1						
尾 道 區	1	1	1	1						
稻 山 區	1	1	1	1						

二八五







第四十卷

總計	根室		札幌					函館			五所川原區		
	網走區	釧路區	厚岸區	根室區	地味區	室蘭區	旭川區	稚內區	岩內區	小樽區		浦臼區	札幌區
1,234	100	200	150	120	180	250	300	280	220	180	150	100	80
5,678	400	800	600	500	700	900	1,100	1,000	800	600	500	400	300
9,012	700	1,400	1,100	900	1,200	1,600	1,900	1,800	1,400	1,100	900	700	500
13,456	1,000	2,000	1,600	1,300	1,800	2,300	2,800	2,600	2,000	1,600	1,300	1,000	800
17,890	1,300	2,600	2,100	1,700	2,300	2,900	3,500	3,300	2,500	2,000	1,700	1,300	1,000
22,345	1,700	3,400	2,800	2,200	2,900	3,600	4,300	4,100	3,100	2,500	2,200	1,700	1,300
26,789	2,100	4,200	3,500	2,800	3,600	4,400	5,200	5,000	3,800	3,000	2,600	2,100	1,600
31,234	2,500	5,000	4,200	3,400	4,300	5,100	5,900	5,700	4,400	3,500	3,100	2,500	2,000
35,678	2,900	5,800	4,900	4,000	4,900	5,700	6,500	6,300	4,900	3,900	3,500	2,900	2,300
40,123	3,300	6,600	5,600	4,600	5,500	6,300	7,100	6,900	5,500	4,500	4,100	3,300	2,700
44,567	3,700	7,400	6,300	5,200	6,100	6,900	7,700	7,500	6,100	5,100	4,700	3,700	3,000
49,012	4,100	8,200	7,000	5,800	6,700	7,500	8,300	8,100	6,700	5,700	5,300	4,100	3,400
53,456	4,500	9,000	7,700	6,400	7,300	8,100	8,900	8,700	7,300	6,300	5,900	4,500	3,800
57,890	4,900	9,800	8,400	7,000	7,900	8,700	9,500	9,300	7,900	6,900	6,500	4,900	4,200
62,345	5,300	10,600	9,100	7,600	8,500	9,300	10,100	9,900	8,500	7,500	7,100	5,300	4,600
66,789	5,700	11,400	9,800	8,200	9,100	9,900	10,700	10,500	9,100	8,100	7,700	5,700	5,000
71,234	6,100	12,200	10,500	8,800	9,700	10,500	11,300	11,100	9,700	8,700	8,300	6,100	5,400
75,678	6,500	13,000	11,200	9,400	10,300	11,100	11,900	11,700	10,300	9,300	8,900	6,500	5,800
80,123	6,900	13,800	11,900	10,000	10,900	11,700	12,500	12,300	10,900	9,900	9,500	6,900	6,200
84,567	7,300	14,600	12,600	10,600	11,500	12,300	13,100	12,900	11,500	10,500	10,100	7,300	6,600
89,012	7,700	15,400	13,300	11,200	12,300	13,100	13,900	13,700	12,300	11,300	10,900	7,700	7,000
93,456	8,100	16,200	14,000	11,800	13,100	13,900	14,700	14,500	13,100	12,100	11,700	8,100	7,400
97,890	8,500	17,000	14,700	12,400	13,900	14,700	15,500	15,300	13,900	12,900	12,500	8,500	7,800
102,345	8,900	17,800	15,400	13,000	14,700	15,500	16,300	16,100	14,700	13,700	13,300	8,900	8,200
106,789	9,300	18,600	16,100	13,600	15,500	16,300	17,100	16,900	15,500	14,500	14,100	9,300	8,600
111,234	9,700	19,400	16,800	14,200	16,300	17,100	17,900	17,700	16,300	15,300	14,900	9,700	9,000
115,678	10,100	20,200	17,500	14,800	17,100	17,900	18,700	18,500	17,100	16,100	15,700	10,100	9,400
120,123	10,500	21,000	18,200	15,400	17,900	18,700	19,500	19,300	17,900	16,900	16,500	10,500	9,800
124,567	10,900	21,800	18,900	16,000	18,700	19,500	20,300	20,100	18,700	17,700	17,300	10,900	10,200
129,012	11,300	22,600	19,600	16,600	19,500	20,300	21,100	20,900	19,500	18,500	18,100	11,300	10,600
133,456	11,700	23,400	20,300	17,200	20,300	21,100	21,900	21,700	20,300	19,300	18,900	11,700	11,000
137,890	12,100	24,200	21,000	17,800	21,100	21,900	22,700	22,500	21,100	20,100	19,700	12,100	11,400
142,345	12,500	25,000	21,700	18,400	21,900	22,700	23,500	23,300	21,900	20,900	20,500	12,500	11,800
146,789	12,900	25,800	22,400	19,000	22,700	23,500	24,300	24,100	22,700	21,700	21,300	12,900	12,200
151,234	13,300	26,600	23,100	19,600	23,500	24,300	25,100	24,900	23,500	22,500	22,100	13,300	12,600
155,678	13,700	27,400	23,800	20,200	24,300	25,100	25,900	25,700	24,300	23,300	22,900	13,700	13,000
160,123	14,100	28,200	24,500	20,800	25,100	25,900	26,700	26,500	25,100	24,100	23,700	14,100	13,400
164,567	14,500	29,000	25,200	21,400	25,900	26,700	27,500	27,300	25,900	24,900	24,500	14,500	13,800
169,012	14,900	29,800	25,900	22,000	26,700	27,500	28,300	28,100	26,700	25,700	25,300	14,900	14,200
173,456	15,300	30,600	26,600	22,600	27,500	28,300	29,100	28,900	27,500	26,500	26,100	15,300	14,600
177,890	15,700	31,400	27,300	23,200	28,300	29,100	29,900	29,700	28,300	27,300	26,900	15,700	15,000
182,345	16,100	32,200	28,000	23,800	29,100	29,900	30,700	30,500	28,900	27,900	27,500	16,100	15,400
186,789	16,500	33,000	28,700	24,400	29,900	30,700	31,500	31,300	29,500	28,500	28,100	16,500	15,800
191,234	16,900	33,800	29,400	25,000	30,700	31,500	32,300	32,100	30,100	29,100	28,700	16,900	16,200
195,678	17,300	34,600	30,100	25,600	31,500	32,300	33,100	32,900	30,700	29,700	29,300	17,300	16,600
200,123	17,700	35,400	30,800	26,200	32,300	33,100	33,900	33,700	31,300	30,300	29,900	17,700	17,000
204,567	18,100	36,200	31,500	26,800	33,100	33,900	34,700	34,500	31,900	30,900	30,500	18,100	17,400
209,012	18,500	37,000	32,200	27,400	33,900	34,700	35,500	35,300	32,500	31,500	31,100	18,500	17,800
213,456	18,900	37,800	32,900	28,000	34,700	35,500	36,300	36,100	33,100	32,100	31,700	18,900	18,200
217,890	19,300	38,600	33,600	28,600	35,500	36,300	37,100	36,900	33,700	32,700	32,300	19,300	18,600
222,345	19,700	39,400	34,300	29,200	36,300	37,100	37,900	37,700	34,300	33,300	32,900	19,700	19,000
226,789	20,100	40,200	35,000	29,800	37,100	37,900	38,700	38,500	34,900	33,900	33,500	20,100	19,400
231,234	20,500	41,000	35,700	30,400	37,900	38,700	39,500	39,300	35,500	34,500	34,100	20,500	19,800
235,678	20,900	41,800	36,400	31,000	38,700	39,500	40,300	40,100	36,100	35,100	34,700	20,900	20,200
240,123	21,300	42,600	37,100	31,600	39,500	40,300	41,100	40,900	36,700	35,700	35,300	21,300	20,600
244,567	21,700	43,400	37,800	32,200	40,300	41,100	41,900	41,700	37,300	36,300	35,900	21,700	21,000
249,012	22,100	44,200	38,500	32,800	41,100	41,900	42,700	42,500	37,900	36,900	36,500	22,100	21,400
253,456	22,500	45,000	39,200	33,400	41,900	42,700	43,500	43,300	38,500	37,500	37,100	22,500	21,800
257,890	22,900	45,800	39,900	34,000	42,700	43,500	44,300	44,100	39,100	38,100	37,700	22,900	22,200
262,345	23,300	46,600	40,600	34,600	43,500	44,300	45,100	44,900	39,700	38,700	38,300	23,300	22,600
266,789	23,700	47,400	41,300	35,200	44,300	45,100	45,900	45,700	40,300	39,300	38,900	23,700	23,000
271,234	24,100	48,200	42,000	35,800	45,100	45,900	46,700	46,500	40,900	39,900	39,500	24,100	23,400
275,678	24,500	49,000	42,700	36,400	45,900	46,700	47,500	47,300	41,500	40,500	40,100	24,500	23,800
280,123	24,900	49,800	43,400	37,000	46,700	47,500	48,300	48,100	42,100	41,100	40,700	24,900	24,200
284,567	25,300	50,600	44,100	37,600	47,500	48,300	49,100	48,900	42,700	41,700	41,300	25,300	24,600
289,012	25,700	51,400	44,800	38,200	48,300	49,100	49,900	49,700	43,300	42,300	41,900	25,700	25,000
293,456	26,100	52,200	45,500	38,800	49,100	49,900	50,700	50,500	43,900	42,900	42,500	26,100	25,400
297,890	26,500	53,000	46,200	39,400	49,900	50,700	51,500	51,300	44,500	43,500	43,100	26,500	25,800
302,345	26,900	53,800	46,900	40,000	50,700	51,500	52,300	52,100	45,100	44,100	43,700	26,900	26,200
306,789	27,300	54,600	47,600	40,600	51,500	52,300	53,100	52,900	45,700	44,700	44,300	27,300	26,600
311,234	27,700	55,400	48,300	41,200	52,300	53,100	53,900	53,700					









前 承

諸規則違犯	件		數		入員		言		渡		區		分		附		加	
	前	本	前	本	前	本	無	有	輕	重	輕	重	罰	拘	治	監	沒	計
寄留届出入規定ニ違背ス	1	1	1	1	1	1												
議會並議員保護	1	1	1	1	1	1												
衆議院議員選舉法	1	1	1	1	1	1												
府縣會議員選舉罰則	1	1	1	1	1	1												
市町村會議員選舉規則	1	1	1	1	1	1												
市職法	1	1	1	1	1	1												
應田切開切添地處分	1	1	1	1	1	1												
商法ニ從ヒ破産ノ宣告ヲ受ク	1	1	1	1	1	1												
移民保護法	1	1	1	1	1	1												
馬匹調査及檢査施行規則	1	1	1	1	1	1												
種牡馬檢査法	1	1	1	1	1	1												
害虫驅除豫防法	1	1	1	1	1	1												
通貨及證券模造取締法	1	1	1	1	1	1												
河川法	1	1	1	1	1	1												

三〇〇

承 前

諸規則違犯	件		數		入員		言		渡		區		分		附		加	
	前	本	前	本	前	本	無	有	輕	重	輕	重	罰	拘	治	監	沒	計
東京へハ大島	1	1	1	1	1	1												
外國旅券規則	1	1	1	1	1	1												
精神病者看護法	1	1	1	1	1	1												
未成年者喫煙禁止法	1	1	1	1	1	1												
開港ノ則	1	1	1	1	1	1												
電報事業取締規則	1	1	1	1	1	1												
國稅息納處分法	1	1	1	1	1	1												
銃業警察規則	1	1	1	1	1	1												
印刷賣下規則	1	1	1	1	1	1												
私立學校令	1	1	1	1	1	1												
國有林野処分林規則	1	1	1	1	1	1												
娼妓取締規則	1	1	1	1	1	1												
營業浴場ノ風紀取締ノ規定ニ違背ス	1	1	1	1	1	1												
宿泊人ノ投宿ヲ成規ノ期限内ニ屆ケス處罰ノ屆ヲ爲ス	1	1	1	1	1	1												
地方長官ノ許可ヲ受ケシテ神社寺院佛堂ノ觀覽料ヲ徴收シ又ハ寄附金ヲ募集ス	1	1	1	1	1	1												

三〇一

表一十四第款四第部二第

各廳ニ對スル言渡區分前卷

水戸	千葉				横濱				新島	交島		
	土太	水戸	下妻	土浦	地浦	佐原	八日	北條			水更	松戸
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23
24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27
28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28
29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29
30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31
32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32
33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33
34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34
35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35
36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36
37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37
38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38
39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39
40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41
42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42
43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43
44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44
45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45
46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46
47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47
48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
49	49	49	49	49	49	49	49	49	49	49	49	49
50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
53	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53
54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54
55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55
56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56
57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57
58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58
59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59
60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61
62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62
63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63
64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64
65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65
66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66
67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67
68	68	68	68	68	68	68	68	68	68	68	68	68
69	69	69	69	69	69	69	69	69	69	69	69	69
70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70
71	71	71	71	71	71	71	71	71	71	71	71	71
72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72
73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73
74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74
75	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75
76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76
77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77
78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78
79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79
80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81
82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82
83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83
84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84
85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85
86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86
87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87
88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88
89	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89
90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90
91	91	91	91	91	91	91	91	91	91	91	91	91
92	92	92	92	92	92	92	92	92	92	92	92	92
93	93	93	93	93	93	93	93	93	93	93	93	93
94	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94
95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95
96	96	96	96	96	96	96	96	96	96	96	96	96
97	97	97	97	97	97	97	97	97	97	97	97	97
98	98	98	98	98	98	98	98	98	98	98	98	98
99	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

11011

前承

諸規則違反	前年		本年		計	前年	本年	計	無罪	免管	輕懲	重懲	禁錮	罰金	拘留	懲戒	附加
	件	數	件	數													
森林法	150	100	120	80	270	150	100	250	10	5	10	5	10	5	10	5	10
地方長官及警視總監ノ發スル命令ニ違背スル	10	5	8	4	18	10	5	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	160	105	128	84	273	160	105	265	10	5	10	5	10	5	10	5	10
男	80	50	64	42	134	80	50	130	5	2	5	2	5	2	5	2	5
女	80	55	64	42	139	80	55	135	5	3	5	3	5	3	5		







前 承

鳥取												以上大阪府新設管内ノ合計												名古屋												安濃津																							
倉吉			米子			地			豐橋			西尾			岡崎			半田			一宮			名古屋			岡崎			地			四日市			上野			山田			安濃津			松坂			四日市			上野			山田			大地		
件	前年	本年	計	男	女	前年	本年	計	男	女	前年	本年	計	男	女	前年	本年	計	男	女	前年	本年	計	男	女	前年	本年	計	男	女	前年	本年	計	男	女	前年	本年	計	男	女																			
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																		

三三

德島												高知												高松												米子												新田											
脇野			德島			川島			地			中村			高知			安藝			須崎			中村			地			丸龜			高松			丸龜			地			米子			新田														
件	前年	本年	計	男	女	前年	本年	計	男	女	前年	本年	計	男	女	前年	本年	計	男	女	前年	本年	計	男	女	前年	本年	計	男	女	前年	本年	計	男	女	前年	本年	計	男	女																			
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																		

三三〇













諸規則違反	前年		本年		計	人員	言	渡	區	分	懲	附
	件	數	件	數								
牛乳營業取締規則												
水雷營業取締規則												
有害性着色取締規則												
飲食物用器具取締規則												
墓地及埋葬取締規則												
船舶職員法												
船舶檢査法												
船舶札規則												
船舶信號器及救命具取締規則												
海上衝突豫防法												
危害品船積法則												
海難其他ノ事實届出ノ件												
水難救護法												
海技免狀取扱規則												
水先法												
貯蓄銀行條例												
取引所法												

諸規則違反	前年		本年		計	人員	言	渡	區	分	懲	附
	件	數	件	數								
衛生												
清涼飲料水營業取締規則												
產婆規則												
獸醫免許規則												
阿片法												
獸疫豫防法												
傳染病豫防法												
賣藥規則												
鐵道營業法												
鐵道營業法												
電信法												
郵便法												
通往												
信來												
無罪												
罰金												
拘留												
料科												
場治												
却												
視監												
金罰												
收沒												
計												



前 承

諸規則違反	前年		本年		計	上級ノ内務省令依 檢事ノ起 日ノ起 日ノ起 日ノ起 日ノ起	前年		本年		計	無 罪 訴 免 管 轄 懲 役 以上 三年 以上 以上 以上	禁 錮 輕 重 輕 錮	罰 金	拘 留 料	治 場	懲 戒 却	監 視 金	附 設 收	加 計		
	年	計	年	計			年	計	年	計												
戸籍法	1	1	1	1	2																	
寄留届出ノ規定ニ違背ス	1	1	1	1	2																	
議會並議員保護	1	1	1	1	2																	
明治三十二年勅令第三百七十七號 府縣會議員選舉ニ關スル罰則	1	1	1	1	2																	
市町村會議員選舉規則	1	1	1	1	2																	
隱田切開切添地處分	1	1	1	1	2																	
商法ニ從ヒ破産ノ宣告ヲ受ク	1	1	1	1	2																	
移民保護法	1	1	1	1	2																	
馬匹調査及検査施行規則	1	1	1	1	2																	
種牡馬検査法	1	1	1	1	2																	
害虫駆除預防法	1	1	1	1	2																	
通貨及證券取扱取締法	1	1	1	1	2																	
外國紙券規則	1	1	1	1	2																	
精神病者看護法	1	1	1	1	2																	

諸規則違反	前年		本年		計	上級ノ内務省令依 檢事ノ起 日ノ起 日ノ起 日ノ起	前年		本年		計	無 罪 訴 免 管 轄 懲 役 以上 三年 以上 以上 以上	禁 錮 輕 重 輕 錮	罰 金	拘 留 料	治 場	懲 戒 却	監 視 金	附 設 收	加 計		
	年	計	年	計			年	計	年	計												
河川法	1	1	1	1	2																	
開港々則	1	1	1	1	2																	
未成年者喫煙禁止法	1	1	1	1	2																	
鑛業警察規則	1	1	1	1	2																	
印紙賣下規則	1	1	1	1	2																	
娼妓取締規則	1	1	1	1	2																	
登落浴場ノ風紀取締ノ規定ニ違背ス	1	1	1	1	2																	
宿泊入ノ投宿ヲ成規ノ期限内ニ屆ケス座席ノ届ヲ爲ス	1	1	1	1	2																	
地方長官ノ許可ヲ受ケズテ神社寺院佛堂ノ觀覽料ヲ徴收シ又ハ寄附金ヲ募集ス	1	1	1	1	2																	
森林法	1	1	1	1	2																	
地方長官暨視總監ノ發スル命令ニ違背ス	1	1	1	1	2																	
合計	15	15	15	15	30																	
男總計	10	10	10	10	20																	
女總計	5	5	5	5	10																	

(備考) 森林法違反ニシテ重禁錮十一日以上ノ内重禁錮罰金併科ニ係ルモノ男二百三十一人女七人重禁錮料ノモノ男女各一人ヲ包含セリ











